
令和4年 第6回(定例)うきは市議会会議録(第4日)

令和4年12月7日(水曜日)

議事日程(第4号)

令和4年12月7日 午前9時00分開議

日程第1 議案質疑(議案第64号～議案第67号、議案第69号、議案第68号、議案第70号、議案第76号、議案第59号)

日程第2 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑(議案第64号～議案第67号、議案第69号、議案第68号、議案第70号、議案第76号、議案第59号)

日程第2 議案の委員会付託

出席議員(14名)

1番 権藤 英樹君	2番 高木亜希子君
3番 高松 幸茂君	4番 樋口 隆三君
5番 組坂 公明君	6番 佐藤 裕宣君
7番 竹永 茂美君	8番 岩淵 和明君
9番 熊懐 和明君	10番 中野 義信君
11番 佐藤 湛陽君	12番 伊藤 善康君
13番 野鶴 修君	14番 江藤 芳光君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 高瀬 将嗣君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 中村 菜月君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長	吉松 浩君	監査委員事務局長	松岡 美紀君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	山崎 秀幸君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	浦 聖子君
建設課長	石井 太君	都市計画準備課長	石井 孝幸君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			佐藤 重信君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	山崎 穰君
自動車学校長	松竹 信彦君	総務法制係長	高良 靖之君
財政係長	竹上 欣宏君		

午前9時00分開議

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、皆さん、改めましておはようございます。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 議案質疑

○議長（江藤 芳光君） それでは、日程第1、議案質疑を行います。

その前に、皆様にお願ひがあります。質疑に当たりましては、今日は、案件については、審査後、委員会に付託される予定になっております。そこでお願いでございますが、質疑についてはそれぞれ所管のほうで審査が行われますので、質疑の内容についてはなるべく政策的な要点にとどめていただいて、詳細、細かいことについてはそれぞれ委員会の中で審査をいただきたいと思ひますので、その点についてよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

それでは初めに、議案第64号うきは市道路線の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石井 太君） おはようございます。建設課、石井でございます。どうぞよろしく

お願いいたします。

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第64号うきは市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次のうきは市道路線の認定について、議会の議決を求める。
令和4年12月2日提出。うきは市長高木典雄。

認定をお願いする路線につきましては、級、その他。路線番号、2006。路線名、今町線。
起点、浮羽町西隈上字今町12番10。終点、浮羽町西隈上字今町12番12。

11月24日の全員協議会の折に、別に資料としてお配りしております「うきは市道路線の認定について」という資料を御覧いただければと思います。図面でございます。

位置につきましては、丸囲みで示しておりますJRうきは駅北側に位置するところでございます。今回の市道路線の認定につきましては、新たに6区画の住宅地として開発されたところに新設された道路でございます。寄附がなされております。延長は53.8メートル、幅は5メートルでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第65号うきは市過疎地域持続的発展計画（浮羽地域）の変更についてを議題いたします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 改めまして、おはようございます。企画財政課の山崎でございます。

議案書7ページをお願いいたします。

議案第65号うきは市過疎地域持続的発展計画（浮羽地域）の変更について。

うきは市過疎地域持続的発展計画（浮羽地域）を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和4年12月2日提出。うきは市長高木典雄。

説明につきましては、事前にお配りしております令和4年度の変更計画案、こちらを中心に説明をさせていただきます。

まずもって、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行され、うきは市については旧浮羽町域が同日付で過疎地域の指定を受けたところでございます。この法

律では、過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な行財政上の特別措置を講ずることにより、過疎地域の持続的発展を支援するとされているものでございます。

うきは市では、令和3年度から7年度までの5か年間の計画期間とする「うきは市過疎地域持続的発展計画（浮羽地域）」を策定し、昨年の9月議会において議会の議決を賜ったところでございます。本計画を策定したことにより過疎対策事業債、こちらをはじめとする財政支援措置が受けられるようになりましたが、今回この過疎債の借入れに当たって、本計画に事業を追加し、過疎法に基づく計画変更をする必要が生じたため、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、変更案のほうに沿いまして説明をさせていただきます。事前に、11月24日の全員協議会で説明をさせていただいておりますので、ある程度、要点のみで説明をさせていただきます。

まず、13ページ、14ページにかけてでございます。

これについては、令和4年度当初予算で計上しました子育て世帯等マイホーム取得支援補助事業と従業員への家賃補助支援補助金を事業に追加するものでございます。13ページは、それに合わせて文言の追加等を行っているものでございます。

続いて、飛びますが31ページでございます。こちらは火葬場の改修事業を新たに追加するものでございます。

次に、40ページをお願いいたします。

こちら、表がございまして、2列目ですね、こちらの事業名（施設名）の欄に屋外運動場と水泳プールを追加するもので、これが今回、計画変更の要因となった箇所でございます。これに合わせて、右のほう、具体的な事業内容を追加しているものでございます。

続いて41ページで、一番上のほうになります。こちらも集会施設改修事業という事業を追加するものとなります。

42ページも同様に、都市計画整備事業を追加して、上のほうに文言も追加するというところでございます。

それから46ページ以降は、ここは事業のうちソフト事業関係を再度掲載する欄になりまして、先ほどの事業の分を朱書きでしている部分を追加しておりますので、説明はこの分は省略をさせていただきたいと思っております。

以上のとおり、該当部分を追加、修正するもので、計画そのものについては変更するものではないでございます。ただし、この計画については議会の議決が必要という法的な定めがございますので、今回お願いするものでございます。

なお、この計画変更に当たりましては事前に県との協議が必要でございまして、その分については協議を終えておりますので、御報告をさせていただきます。なお、今回、議決をいただいた

後には、県を通じて、総務大臣をはじめ関係7省庁の大臣、総務大臣以下、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣宛て、本計画を提出する予定になっております。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

まず、14ページの確認ですが、先ほど課長は、過疎指定ということで浮羽町が指定されたということですが、この事業自体は旧浮羽町のみなのか、旧吉井町もいいというふうに理解しとったんですが、その辺を再度確認させてください。

それから2点目、40ページに、それぞれの小・中学校の屋内運動場や水泳プールということになっておりますが、これは具体的に改修が必要な場所があるという理解でいいのでしょうか。1点目と関連しますが、吉井小学校の小プールの壁が剥がれて困っているというような要望も、昨日の資料でもお上げしとったと思いますが、そういう意味で、そういう実態があるという理解でいいのかどうかお願いします。

それから3点目が、46ページからがソフト事業ということでした。先日、昨日も報告いたしましたように、厚生文教委員会として、島根県の吉賀町と邑南町を訪問した折、吉賀町では4,700万円近く、邑南町も1,000万円を超えるような高校への支援事業があったわけですが、その説明の中で過疎債のソフト事業を活用しているという説明がありました。今回、このソフト事業面でそういう小・中、場合によっては高校への事業は考えられてないのかお尋ねします。

それから、最後に50ページです。この都市計画整備事業ということで書いてありますが、これは具体的な変更なり事業があれば、新規の事業があるという理解でいいのかお尋ねします。

以上、4点お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 山崎企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 竹永議員のほうから4点質問をいただきました。

まず、対象地域でございます。対象地域は、旧浮羽町域が基本でございます。ただし、事業の内容によっては、旧浮羽町域以外、吉井町域の市民も利用するような社会教育施設とか、そういった部分については案分等で対応できる部分がございますので、事業のその内容によってちょっと変わってきます。道路とか建物関係、基本的には浮羽町域が対象地域ということでございます。

それから、40ページの分の事業名でございます。これ、令和4年度の予算関係とかで過疎債を借りる予定の部分並びに今後、予定がある部分も含んで、今回これに上げているところでござ

います。当面は令和4年度の過疎債を借りる部分で、これに載ってない部分を上げているという部分と、将来的に見込まれる部分があれば、その分もということではしているところでございます。具体的な学校名まではしていませんけれども、広く対象になるように、この事業名は入れているところでございます。

それから、46ページ以降にソフト事業を載せております。この分については、当初、令和3年度にこの計画をつくった際には、厚生文教常任委員会が視察に行かれたような、そういった事業まではちょっと想定ができてないのかなと思っております。そういった部分がもし具体化すれば、これにまた追加をするということで、単なる事業名の追加だけであれば、議会の議決までは必要ございませんけれども、先ほど言いました事業名（施設名）の2列目の事業の分が追加になるようなケースについては、また議会の議決が必要になるということではございます。

4点目の都市計画の部分でございます。これは新たな部分として、過疎債のほうで都市計画の分を借りる予定にしている分でございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 2点目の各小・中学校については、将来の分を入れるということですが、これは旧吉井町は入らないという確認ということになるのでしょうか。

それから3点目は、ソフト事業、先ほど言いました吉賀町なり邑南町は、この過疎債を基金に積み立てて、その中から毎年、5か年ぐらいの計画で取り崩しながら教育関係に充当してあったわけですが、それは先ほど言われた事業名とすればどこに当たるのか、なければ新たに事業名を立ち上げなければいけないのか。その2点をお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 1点目の質問です。

多分、私の回答の仕方が悪かったのかもしれませんが、吉井町域の学校のほうは、ハードの部分は対象外でございます。

それから、厚生文教常任委員会の視察先の事業の部分については、どういった事業かちゅうのが、ちょっと現時点ではこちらのほうも把握しきれておりません。基金に積み立ててそういった事業をやられているという、そういう手法もあるかと思っております。そういう事業が具体化になれば、この計画のほうにも反映するような形になってくるかと思えます。

そういうことで、この計画のほうは、想定できる部分はある程度盛り込んできたつもりでございますが、やっぱりいろいろ状況も変わってきて、新たな事業等も必要になってくるかと思えます。その部分については、必要に応じてまた変更させていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） せっかく40ページを開きましたので、そのちょっと上見ました

ら、浮羽中学校校舎整備は、もう長寿命化工事ということで、これはもう新築・改築しないというこの理解でよろしいのでしょうか。

それから2点目は、先ほどのソフト事業について、そういう教育の支援みたいなものについては、今のこの一覧表にはないので、新たに考えるということなのか。50ページには、教育の振興と書いてあるから、ここに入るのか。その2つだけ確認させてください。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 浮羽町域の部分につきましては、それぞれ所管のほうから上がってくる事業で、この計画のほうには乗せているところがございます。長寿命化については公共施設等総合管理計画等に基づいて事業をやられていきますので、必要に応じて、この過疎債が活用できる部分は過疎債を活用しますし、過疎債ができない部分については、またそういった長寿命化の起債のほうもございますので、そういった部分、有利なほうの起債を借りるようにしていきたいと考えております。

2点目の御質問等については、そういった部分で具体的になってくれば、こちらの、今、教育振興のほうで上げている分に足りない部分があれば、また随時追加をしていくという形になります。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第66号うきは市立総合体育館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎 稜君） おはようございます。生涯学習課の山崎でございます。

議案書8ページをお願いいたします。

議案第66号うきは市立総合体育館の指定管理者の指定について。

下記のとおり地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。令和4年12月2日提出。うきは市長高木典雄。

1、指定管理者に管理を行わせる施設、うきは市立総合体育館。

2、指定管理者に指定する者、コナミスポーツ・イオンディライトグループ。代表企業、東京都品川区東品川四丁目10番1号、コナミスポーツ株式会社。構成企業、大阪府中央区南船場二丁目3番2号、イオンディライト株式会社。

3、指定する期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。

公募につきましては、9月1日に広報うきは及び市のホームページで公表してから、10月

5日までの35日間行っております。また、9月9日に現地説明・見学会を行いまして、そのときに10社、18名の参加をいただいたところでございます。申請がありました団体につきましては、4団体でございます。

1次審査につきましては、本施設同等の管理運営経験を1年以上有する責任者の配置をするなどの資格要件に基づき審査を行い、4団体とも適合しておりました。

次に、面接審査を10月24日に実施しております。面接審査は9名の選定委員で行っております。サービス向上の取組、自主事業などの取組、指定管理者としての能力、業務遂行能力などについて審査を行い、その結果、優先交渉候補としてコナミスポーツ・イオンディライトグループ、代表企業、コナミスポーツ株式会社が施設の運営を行い、構成企業、イオンディライト株式会社が施設の維持管理を行う、2社によるグループになります。今回このコナミスポーツ・イオンディライトグループを選定し、指定するものでございます。なお、指定管理料は年額4,929万円になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 以前、交通手段がない人たちからの要望で、行きたくても行くべきがないと、歩いては行けんということで、何らかの対応をしていただきたいという要望を出していましたが、その辺はどげんなったですか。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○生涯学習課長（山崎 穰君） 確かに交通手段がない方については、そういう要望があったかと思えますけれども、今のところまだ指定管理者のほうで具体的なことはなっておりません。巡回バス等とか、うきは駅からも近うございますので、そういったところで利用していただけたらと考えております。このような要望があったことは指定管理者のほうにも伝えて、できる限りの対応を考えていただきたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） このことは、もう5年か6年前ですね、要望出しとったつが。全然検討もしてないようですが、ぜひともお願いしたいと思います。今度は真剣にやってください。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○生涯学習課長（山崎 穰君） 早急に検討させていただきたいと思ひます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第67号うきは市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） おはようございます。総務課、吉松でございます。よろしくお願ひします。

お手元、9ページを御覧ください。

議案第67号うきは市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてでございます。国において進められておりますデジタル社会の実現に向けた動きの中で、令和4年6月、デジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定され、この計画における重点取組事項としまして、行政手続のオンライン化として全ての地方公共団体において、子育て、それから介護等のオンライン手続を令和4年度末に可能にするシステムを構築することが決定されております。これに伴いまして、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の理念に基づきまして、今回このうきは市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を制定するものでございます。

この条例を制定することによりまして、個別の条例を一つ一つ改正することなく、従来より窓口において、市民や事業者の方々が書面等により行っている申請等全般につきまして、オンラインにより申請を行うことが可能となるようにするものでございます。なお、これらの手続につきましては、オンライン手続等を可能にする、いわば器づくりを今年度中に行うものでございまして、全ての手続等について必ずしも来年度から運用を開始するものではございません。

それでは、お手元の議案書に従いまして説明させていただきます。まず、10ページを御覧ください。

まず、第1条では、この条例を定める目的を定義しております。

続きまして、第2条では、この条例で用いる用語の意義を定めております。

第1号では、条例等の範囲を定めるものでございます。

第2号は、市の機関の範囲を定めるもので、市の執行機関、議会、地方自治法に規定する附属機関や補助機関などを指定しております。

第3号は、書面等の範囲を定めるものです。

第4号につきましては、署名等の範囲を定めるものでございます。

第5号につきましては、電磁的記録としまして、CD、DVDなどの媒体に記録された電子記録、それからハードディスクなどの媒体に記録された電磁記録などの総称を言っております。

第6号につきましては、申請等の範囲を定めるものです。申請とは、法令に基づき市に対して許認可等を求める行為でありまして、当該行為に対して市の機関が許諾、諾否の応答をすべきこととされているものを言い、届出とは市の機関に対し一定の事項の通知をする行為であって、法

令により直接に当該通知が義務づけられているものを言います。

第7号につきましては、処分通知等の範囲を定めるものです。申請等を行った特定の者に対する処分の通知、その他の条例等の規定に基づき市の機関が行う通知としております。

第8号につきましては、縦覧等の範囲を定めております。

第9号につきましては、作成等の範囲を定めておるものでございます。

第10号では、前の4つの項で定めた申請等、処分通知等、縦覧または作成等を包含しまして手続等と定義するものでございます。

続きまして、11ページでございます。

第3条につきましては、オンラインによる申請等の取扱いについて定めるものです。

第1項として、条例等により書面で行うこととされている申請等がオンラインを使用する方法により行うことができるよう定めるものです。これにより、個別条例等を改正せずオンライン化ができることとしております。

第2項につきましては、前項の規定に基づき、オンラインにより申請等が行われた場合において、この取扱いが書面等により行われたものとみなして、当該条例等の規定を適用するものを定めるものです。

第3項につきましては、オンラインで行われた申請等の到達時期について定めています。市の機関の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときということになっております。

第4項は、申請等のうち署名等を要することが義務づけられている場合についての取扱いを定めております。

第5項につきましては、オンラインで申請等を行う場合の手数料の納付について定めるものでございます。

第6項は、申請等において対面による本人確認、それから原本確認の必要がある場合など、オンラインで行うことが困難または著しく不相当と認められる場合に、部分的なオンライン申請ができることとしております。

続きまして、12ページです。

第4条につきましては、オンラインで処分通知等を行う場合の取扱いについて定めております。

第1項では、処分通知等についてオンラインで行うことができると定めております。

第2項では、前項の規定に基づきオンラインにより処分通知等が行われた場合において、その取扱いを書面等により行われたものとみなして、当該条例等の規定を適用するものを定めているものでございます。

第3項につきましては、オンラインで交付した処分通知等の到達時期について定めております。

第4項は、処分通知等のうち署名等をすることが規定されているものについて定めております。

第5項につきましては、処分通知等において対面による本人確認が必要な場合などの対応を定めております。

第5条につきましては、電磁的記録による縦覧等の取扱いを定めるものです。

第1項は、書面等により行うこととされている縦覧等について、コンピューター等を利用して作成した電磁記録により行うことができる旨、定めております。

第2項は、前項の規定に基づき、電磁的記録により縦覧等が行われた場合について、この取扱いが書面等により行われたものとみなして、当該条例等の規定を適用することとしているものです。

第6条では、電磁的記録によるデータの作成等の取扱いを定めております。

第1項につきましては、条例等で書面により作成または保存されることとされておるものにつきまして、電磁的記録の作成または保存により行うことができる旨を定めております。

第2項は、前項の規定に基づき、電磁的記録による作成等が行われた場合において、その取扱いが書面等により行われたものとみなして、当該条例等の規定を適用することを定めております。

第3項は、電磁的記録で作成等を行う場合に、個別条例等の規定において署名等が義務づけられているものにつきましては、氏名または名称を明らかにする措置であって、規則で定めているもので代替えすることができるということを定めております。いわば、電子署名を想定しているものでございます。

続きまして、第7条につきましては、適用除外について定めているものでございます。

また、第8条は、添付書面等の省略について定めているものでございます。

続きまして、14ページでございます。

第9条につきましては、手続等のオンライン化を推進することについて、必要な情報システムの整備を行い、手続等の合理化、簡素化に向け努力をするよう規定しているものでございます。

第10条は、オンライン化の状況の公表について定めているものでございます。インターネットの利用、その他の方法により公表することとなっております。

第11条は、この条例の施行に関する細目について、規則に定めることを定めているものでございます。

最後に、施行日は公布の日といたします。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 13番、野鶴です。

この条例の制定について何ら反対するところはありませんけど、ちょっとよく分かりませんので1点だけ。

というのが、どうしても電子を使っただけ、情報通信技術を使っただけのその申請等になってきますと、情報漏えいというふうかですね、その情報がほかに漏れるのではないかというふうな、やっぱりそういった心配が非常にあるのではないかというふうな気がしております。そういった部分、要するに情報漏えいに関する部分というのは、この条例の中でうたわなくていいのか。そういう情報を保護するような、別に個人情報保護条例というのがありますけど、この中ではそういった部分は全くうたわなくていいのかだけをちょっと確認したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 吉松課長。

○総務課長（吉松 浩君） この条例の成り立ち自体が、例えばいろんな窓口にお見えになる市民の方、事業者の方が、今は書面で、紙で申請をされています。それをデジタル化しようというものについての、いわば網をかぶせるようなものでございます。

個別のいろんな条例がございまして、それに基づいて申請を受け付けておりますが、それについて全ての窓口の受付業務について、オンライン化の網をかぶせようといった趣旨のものでございまして、議員おっしゃいます憂慮というところ、漏えいというところは、私どもも十分承知しているところでございます。そういったところについては、別の、例えば個人情報保護の関係の条例ですとか法律ですとか、そういった部分でカバーできるものと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございせんか。2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 3点ほどお尋ねします。

こちらの条例が制定された後に、アクションプランの概要版ですとか、そういったものをいつ頃に出される御予定があるのか。

それと私の場合は、うちの夫の母がもう80代だったりして、既にもうそういったデジタル系がちよっと厳しいような状況があります。御年配の方向けにそういった、例えば、自治協議会とかで出前講座とか、何か分かりやすいレクチャーをしていただく機会があつたりするのでしょうか。

それと、市民の方々の認知率というのを大体初年度これぐらいまでの目標値でいくとか、そういったところの目安的な御提示はありますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 大きく3つの御質問をいただいたと思っております。

まず、アクションプランなどについて、概要版などの市民の方々への提示ということがいつになるのかというところでございます。今の説明の中で申しましたように、一応今回につきましては、令和4年度の国の補助金の対象となるというところもございまして、国の大号令もございましたものですから、今年度、器をつくるという状況でございます。ただ、実際には所管の部署の業務

フローの見直しですとか、もちろんやり方が変われば、そういったことについての市民の方々への周知といったところは必ず必要になってまいりますので、こういった、スタートに関しては、いつの時期になるかということも含めて、今後、窓口業務等の担当部署等も含めて協議をするものと思っております。今のところでは未定ということで考えております。

それから、デジタルのいろんな手続に関して苦手な方がいらっしゃるということ、私どもも重々承知しておりまして、そういった方々に対するフォローアップといたしますか、そういったものについてはいろんなチャンネルを通じて現在行っているところでございます。大手の通信業者等も含めまして、いろんな、いわゆるスマホ教室ですとか、そういった場面でそういう教室などを設けまして普及活動を行っているところでございます。

ただ、認知等の目標数値というところは、今のところ私どものほうでは残念ながら設けているところではございません。申し訳ございません、よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

1点目は、この条例を制定して、もう少し具体的に、市民の例えば住民票とか戸籍謄本とか、そこら辺かなと、10ページを見ながら思うんですが、具体的にどういう部分なのかというのと。

2点目は、先ほど野鶴議員のほうから個人情報の漏えいの問題がありましたが、ハッカーなり、あるいは場合によってはUSBメモリーで持ち出してなくしたとかありますが、そういうチェック体制はどのように考えてあるのか。

それから、電子媒体ですが、この保存期間というのはどのように考えてあるのか。

それから3点目、4点目ですかね、この議会ということが10ページに書かれておりますが、議会またはこれらに置かれる機関ということですが、議会では具体的にどのようなことになるのか。また、関連して学校関係もあると思いますが、学校もこの対象になるのか。

そして最後に、これから取り組むことだろうと思いますが、経費は幾らぐらいを考えてあるのかお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 今、大きく5つの御質問をいただいたと思っております。

具体的にどういう業務について、この対象となるかということにつきましては、特に国民の利便性向上に資する手続ということで国が指定しております。その中では、子育て関係、それから介護関係、被災者支援関係ということで、27項目を設けているところでございます。

例えば、児童手当等の受給資格ですとか、介護関係で言いますと要介護、要支援認定の申請とか、そういったものをまずは想定しているところでございます。それ以外にも、いろんな各種の窓口での手続につきまして、オンライン化ができるような、いわば大きく網をかけるようなもの

でございますので、議会事務局等々も組織としては入ってきておりますが、今後、議会事務局を含めたところで窓口業務を行っている各部署が、こういったオンライン化ができるかどうかも含めて協議を行って、こういう枠組みに乗っていくというような形になってこようかと思っております。

データのチェック体制につきましては、漏えいとかということで、やはり御心配だと思います。そういった部分につきましては、先ほどお答えしましたように、個人情報保護の条例ですか法律、今度4月に改正される予定もございますので、そういった部分でしっかりとチェックできるような機能ができればと思っております。

電子媒体の保存期間につきましては、この条例自体が全て書面等々手続と同じと、同様としておりますので、保存期間につきましても書面等の保存期間と同様というふうに考えております。

それから経費につきまして、申し訳ありません。ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお知らせしたいと思います。よろしく申し上げます。

学校等につきましても、それぞれの業務で、それぞれの部署でどういった業務があるのかと、そういったところに照らし合わせながら、今後、オンライン化手続をするかどうかというところも含めて、各部署で協議を行っていくものと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） やはりそのチェック体制については、情報漏えいということを考えて、最低、月1回とか、あるいは場合によっては毎週1回ぐらいしていかないと、情報が流れ出たという案件が全国で起きていますので、その辺はどのように今後考えられているのか。

それから2点目は、子育て、介護、被災者支援ということで、27項目ほど国のほうが提示しているのかもしれませんが、それはやはり資料として出していただかないと、条例制定の話にはならないのじゃないかと思っております。

それから3点目は、議会とか学校は今後の協議ということですが、これはもう具体的に話さなくても、煮詰めなくても条例制定ができるということなのか。

最後、経費が分からないで条例制定とはならないんじゃないかなと思っておりますが、それは提出していただけますか。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 情報漏えい、議員が御心配なさることも重々理解いたします。先ほど申しました、4月に新しく個人情報の保護関連条例等、法律が新しくなっております。もちろん、その取り扱う職員自身のそういう法を守る意識と、そういったものも必要にはなっておりますが、そういったところで今後カバーできればと思っております。

今回の手続等の一覧につきましては、後ほど資料ということで御提供させていただきたいと思
います。

それから、経費につきましてですが、経費としまして、このオンライン化に関するものとしま
しては2,169万5,300円、2,160万ほどの経費がかかるということになっております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。3回目。

○議員（7番 竹永 茂美君） 先ほど、議会と学校については今後協議ということですが、それ
は来年の4月までにしなきゃいけないということであれば、もう少し中身、どういうことなのか
ということと、経費についてはこの2,169万円はいつの予算で上げられるのか。

それから最初に戻りますが、そのチェック体制は毎月1回とか毎週1回とかされないんでしょ
うか。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） ちょっと私のほうの説明の不足があったかと思います。来年の4月
までに器をつくるというお話をしております。実際に、こういう業務を行うかどうかにつきまし
ても、各部署が業務フローの見直しなどもございますし、市民の方への周知等もございますので、
実際に行えるかどうかは各部署で協議、今後していくということになろうと思います。

今回のこの2,100万円につきましては、その器をまずつくるということで、予算について
も令和4年度で既に計上させていただいているところでございますが、この分について仕組みづ
くりをするというところで考えております。

それから、情報漏えいに関連するものにつきましては、私ども今、データベースを飯塚クラウ
ドというところで運用させていただいておりますが、そちらにつきましても、そちらのほうでの
チェック体制を随時行っておりますし、福岡県全体でセキュリティー関係の協議会がございます。
こちらのほうで常に随時、情報漏えい、それからインターネット関係のそういう情報が出ていか
ないかどうかというところは管理しているところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 期間に間に合わせて、今回、条例を御提示いただいているんだと
思うんですけども、そうしましたら、ある程度、実証実験的な期間があるという理解でよろし
いのか。その期間に、我々市民側も各部署の方も、それぞれ課題であるとか、我々であれば市民
の目から見た問題点の御提示とかができるのかどうか。

それと並行して、やっぱり市民の目線から見ると、ガイドブックとかですね、年配の方にも分
かりやすい、アナログ版のようなものをその期間中に御準備いただけるのか。デジタル版で言え

ば、例えばオープンソースの部分が、今、うきは市の場合は物すごくばらばら、各部署ごとにはばらばらに、割と下層のほうに置かれてしまっていると思うんです、介護サービスの事業者であるとか保育園のデータとかですね。そこら辺のデータソースがちゃんと1つにまとめられた形になるのか、そういったところが実証実験の期間中にある程度整備していただけるという理解でいいのか教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 先ほどからの話をしております部分で言いますと、まずは今年度中に器をつくるという話でございます。今後、実証実験等につきましては、やはり市民の方々の戸惑い等もあると思いますし、私ども自体も業務フローが変わってまいりますので、そういったところをどうするのかといったところで見直しが必要になってまいります。そちらにつきましては、お時間を頂戴して、4月に始めるというのはなかなか難しいと思いますが、各部署でその内容につきまして協議していただいて、業務フロー等も含めたところを変更して、それを市民の方々に周知するという期間は必要かと思っております。そういった部分については、市民の方へも丁寧に説明していきたいと思っております。

今回、器をつくるということで、当面はまだ書面等で申請は行ってまいりますし、今後、例えばそういうオンライン手続が始まったとしても、恐らくは書面等による手続も並行して行う形になってくると思いますので、100%それにするというところではございません——予定でおりますので、よろしくお願いいたします。

それから、データソースにつきまして、なかなかいろんな個別で、いろんな部署で管理しているというところがございます。これとちょっと似た話ではございますが、令和7年度までの間に、今度は国のほうでガバメントクラウドといいまして、以前も少しお話を申し上げたことがあるんですが、各自治体と国を結ぶようなシステムをオンライン化するというようなところの動きがございます。いわゆる情報システムの共通化、標準化というようなところがございます。そういった動きの中で、私ども業務フローもやはり見直しが必要になってまいります。そういった部分を見据えながら、どういった申請になっていくのか、市民の方々にどういう影響があるのかといった辺りを今後精査していきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 私、条例制定には反対ではありませんけど、さっきも言いましたようにペーパーと一緒にするということがありますから安心しておりますけど。まずですね、私を含めて高齢者が多いものですから、その移り変わり、変わる前に十分納得いくような説明を、長くかかっても、しながら進めていきたいというのが要望でありますから、そのところをよろし

くお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） おっしゃいますとおり、御心配は重々私どもも受け止めたいと思います。どうしてもデジタル化という時代ではございますが、どうしてもやはり書面のほうがいいという方は、やはり一定数は残られると思います。そういった方については、並行して書面ということで、当分の間は取扱いを行っていく必要があるのかなとは思っております。よろしくお願ひします。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございせんか。

吉松総務課長、さっきの答弁です、さっきの質問で、かかる費用、条例制定云々で竹永議員からありましたけども、2,169万円云々の金額が令和4年度ちゅう発言があったけど、4年度に計上されているとですかね。今度の補正じゃなくして。（「当初に」と呼ぶ者あり）当初に。ああ、また後で聞きましょう、分かりません。

吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 申し訳ありません、言い漏れておりました。

先ほど竹永議員のほうから、関連する子育て関係、介護関係等の手続の一覧を出してほしいというお話がございました。こちら、申し訳ありません、全員協議会の中で提示した書類にございますので、そちらのほうで御確認いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかに質疑ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第68号より議案第69号を先行する条例の内容でございますので、議案第69号うきは市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 続きまして、よろしくお願ひいたします。

お手元議案書21ページを御覧ください。

議案第69号うきは市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。若干お時間取りますが、御容赦をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

本条例の制定に係る背景でございますけれども、地方公務員法の一部を改正する法律、地方公務員法等の改正に伴う職員の定年の引上げに係る制度創設に当たり、本条例の改正を提案するものでございます。

なお、うきは市職員の定年等に関する条例につきましては、この議案第69号で御審議いただ

きますが、うきは市職員の定年等に関する条例以外の12の条例につきまして、この後の議案第70号において、整理条例として一括して整理を行うものとしております。また、本条例は総務省から提示を受けている内容に基づき改正を行うものでございます。

それでは、議案書22ページからでございます。

こちらに少し細々書いておりますけれども、新旧対照表で説明させていただきたいと思いますので、まずは新旧対照表を御覧ください。新旧対照表、2ページでございます。

まず、目次としまして、本則を第1章から第5章までの章立てにいたしまして、定年制度について及び管理監督職勤務上限年齢制並びに定年前再任用短時間勤務制の3つの制度について定めることとしております。題目の次の目次で御確認いただけたらと思います。

まず、第1条につきましては、地方公務員法の改正に伴う引用条文の修正になります。

それから、第3条では、定年に係る表記を60歳から65歳に改正する内容となります。

第4条では、定年退職の特例、いわゆる勤務延長に関する規定でございます。勤務延長制度については、定年の引上げ前と引上げ後において基本的な仕組みは変わりません。新たな改正としましては、定年退職日において管理監督職を占めている職員について、勤務延長が可能な場合を勤務延長型特例任用といいまして、これにより異動期間を延長される場合に限定する趣旨の規定でございます。具体的には、高度な知識を持つ、あるいは勤務条件に特殊性がある、交代することで業務遂行上、大きな障害となるなどの特別な事情がある場合のみ、1年以内で期間を延長することができ、また最長で3年を超えない範囲で延長できることとしております。

続きまして、4ページを御覧ください。

第6条につきましては、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の対象となる管理職等を定める規定でございます。

続きまして、第7条につきましては、役職定年が適用される年齢を定める規定でございます。

新法の第28条の第2項では、管理監督職勤務上限年齢は条例で定めるものとするとしておりまして、役職定年が適用される年齢は条例に委任されていることから、その委任を受けまして、第7条でその年齢を定めることとします。ちなみに、管理監督職の勤務上限年齢は60歳でございます。

第8条は、任命権者が役職定年を行うに当たって遵守すべき基準を定める規定でございます。

第9条につきましては、管理監督職勤務上限年齢による後任等及び管理監督職への任用制限の特例を定める規定でございます。先ほど第4条の際に申し上げました勤務延長の特例の内容、これにつきまして第1項及び第2項で勤務延長型特例任用、いわゆる職務遂行上の事情、それから職務の特殊性に着目した特例任用のことを規定しておりまして、また第3項と第4項では、異動可能型特例任用と申しまして、年齢別の人口構成等の事情から欠員が生じる複数の管理監督職に

着目した制度を定めております。

続きまして、第10条でございます。6ページを御覧ください。

第10条は、異動期間の延長等に係る職員の同意の規定です。

それから第11条は、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置の規定です。

第12条及び第13条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する規定でございます。

第14条につきましては、規則への委任規定を定めるものでございます。

制定附則部分の改正ですが、経過措置としまして2年に一度、定年が段階的に上がることを明記しております。対象者への情報提供、それから意思確認制度に係る経過措置に係る規定を設けているところでございます。

それでは、議案書の27ページにお戻りください。本則の改正条例に係る附則でございます。

第1条では、施行日を定めるものでございます。

第2条は、勤務延長に関する経過措置の内容でございます。

第3条から第6条までの規定につきましては――28ページでございますが、定年退職等の再任用、いわゆる暫定再任用と申しますが、こちらに関する経過措置でございます。

改正法の第4条から第7条までの規定は、条例で定めるところにより定年退職者の再任用、いわゆる暫定再任用が可能とされておりますため、当該任用について第3条から第6条までにおいて定めることとしております。こちらの内容については、31ページにかけての記載になってまいります。

改正附則の第3条第1項では、施行日前に定年退職した者で65歳に達する年度の末日までにある者を人事院規則で定める情報に基づく選考により、現行の再任用制度と同様に、1年以内の任期で、上記勤務を要する職に採用することができるということを規定しております。いわゆる、現在、再任用制度でいらっしゃってる職員について、引き続き任用が可能であるということを規定しております。

続いて、31ページを御覧ください。

第7条は、改正法の附則第8条第3項の条例で定める職及び条例で定める年齢を定める規定でございます。ちなみに、改正法の附則第8条第3項の概要につきましては、暫定再任用職員を昇任、降任、転任により（採用によることなく）任期の定めのない職員とすることはできないとの趣旨となっております。

施行日以降に新たに設置された職等につきましては、当該職に係る旧定年が存在していないため、改正附則の第7条で、これらの職とその職に係る旧の定年に相当する年齢を定めております。

第8条は、改正法の附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新法第22条の4第4項の条例で定める職及び条例で定める年齢を定める規則でございます。改正法の附則第8条第

4項につきましては、新地方公務員法第22条の4第4項は、短時間勤務の職に任用することができるものを定年前再任用短時間勤務職員に限定していますが、加えて暫定再任用短時間職員についても短時間勤務の職に任用することとする旨を規定しております。

32ページを御覧ください。

第9条は、改正法の附則第8条第5項の条例で定める職及び条例で定める者並びに条例で定める職員を定める規定でございます。定年引上げ期間において定年が引き上がる職に職員を暫定再任用しようとする場合のことについて規定しております。

第10条は、定年前再任用短時間勤務職に関する経過措置でございます。ここでは、定年の段階的引上げ期間中については、定年前再任用短時間勤務職員の任期終了時点で再び定年前となる可能性があるため、改めて定年前再任用短時間勤務職員に採用することができない旨を規定しております。

第11条では、改正法の附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢を定める規定でございます。令和5年度に60歳に達する職員に対しましては、改正法の附則第2条第3項の規定に基づきまして、令和4年度中に情報提供、それから意思確認を行う必要があります。改正法の附則第2条第3項の規定は、改正法の公布の日から施行されており、33ページにあります附則第11条では、同項の条例で定める年齢を60歳と規定しております。こちらが該当する職員ということになってまいります。

ということで話をしてまいりましたが、この中で用語と制度の説明を改めて整理させていただきたいと思っております。この中で出てまいりました定年前再任用短時間勤務でございますが、こちらにつきましては60歳に達した日以降、定年前に退職した者を短時間勤務で採用することができる制度ということなのです。

一方、暫定再任用制度につきましては、令和5年4月1日以前に退職した方で、65歳に達する年度の末日までの間にある者を従来の勤務実績等に基づく選考により、1年を越えない範囲内で任用を定めて暫定に再任用する制度ということになってまいります。この仕組みが65歳定年までに暫定的に運用されるものとなっております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。大変解読困難な難しい記述でございます。ひとつ要点を御理解いただいた上で質疑をお願いしたいと思います。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 3点お尋ねいたします。

まず、これ自体は定年の延長ですので、現況の中でしていくことだろうと思うんですが、再任用の職員の場合は給与なり手当なり、あるいは仕事が減ると思われますが、これは定年延長です

が、給与はもう55歳ぐらいで頭打ちなのか、それとも定年5年、最終的には5年間になります
が、その間も要するに昇給したりしていくのかというのが1点です。

それから2点目は、新旧対照表の4ページ、第6条、「市長が定める職」というふうな記述が
ありますが、これは具体的に何を示すのか。

それから3点目は、ちょっと1点目言ったような気もしますが、この定年延長の、結果的に
5年になりますが、その間に管理職への昇任はあるのか。

以上、3点お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員、今の資料はお読みになりましたか。明確に書いておりますが、
（発言する者あり）

吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 2点の御質問と承知いたします。

まず1つ目、給与に関係しましては、55歳前後から今でも2号俸昇給という形で毎年昇給は
しております。60歳以降につきましては、今後、検討も必要かと思いますが、このままの制度
でしたら同じような制度の設計となっていくと思っております。（発言する者あり）大前提とし
まして、再任用になりました時点で、その現行の60歳時点での給与の7割措置ということが行
われます。大ざっぱに言いますと……（発言する者あり）失礼しました。役職定年になりました
職員が定年を延長する時点で、その60歳時点でのお給料の7割に逡減されるという仕組みがご
ざいます。こちらを含めた上での仕組みということになってまいります。

それから、新旧対照表の4ページ目の市長が定める職ということですが、いわゆる管理
職ということもござりますが、それ以外にも想定されるものは今のところ未定でございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 学校現場でも同じように、その定年延長があっているんですけれ
ども。学校で言う校長や教頭が定年延長になって、そのままの管理職で残るみたいな感じで大変
現場は困っているというふうに話を聞いておりますが、この市の職員の場合も給与は70%に減
るけれども、管理職のまま残り、70%ということで3割減ですけれども、仕事は3割減るとい
う見方でいいのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 資料に明記していますが。竹永議員、資料に明記しています。もう役職
定年で役職はなくなって、給与を7割にするということが明確に書かれておりますから。

吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 御質問の内容につきましては、一応、おおむね11月4日に開催し
ていただきました全員協議会の中で、資料の中でも、60歳で管理職につきましては定年ですよ

という話、それからお給料が7割相当になりますよという話は差し上げているところでございますので、そちらのほうを御確認いただければと思っております。

以上です。（発言する者あり）

失礼いたしました。

学校現場で校長先生、教頭先生の話がございましたが、私のほうではちょっとそちらのほうに関するところは承知しているところではございませんけれども、一般的に管理監督職が定年を迎えるということになりますと、それ以降につきましてはまた別の仕事と、業務ということになってまいりますので、そういったことで考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） この内容について、特段反対するとかそういうものじゃなく、おむね賛成ということで、厚生文教委員会に所属しておりますので、発言の機会がこのタイミングぐらいしかないので、あくまで施行を前提とした要望になるんですが。

私も民間の企業にずっと勤めておりましたもので、先行して定年延長ということはずっと議論をされてきて、先行的にも定年も延長されている。むしろ民間企業では、70歳定年を考えるとというようなところを今取り組んでいるというような状況でございます。その中で、やはりこの65歳で定年したときに、いろいろ弊害もあった中で、1つやはり先輩方に頑張っていたら頑張っていたくほど、若手の成長が遅くなったりとか、あとは職務能力がなかなか上がらないとか先輩に頼ってしまうというようなところが多く見られたように感じております。

今回のこの条例の中でも、第9条等で管理監督職の任用の特例というようなことをお認めになられているということで、これも特段反対することではないんですが、職務上どうしてもしようがないときにはしようがないというふうに私も認識をしております。

ただ、今後、運用をされるときに、この第9条が頻発されるような事態がないように、しっかりと部署内で若手の方を育成していただく。また、一時期に比べて、今この市役所の職員の中でも、係長になられる年齢というのは一昔前よりも大分下がっているというふうに認識をしております。そういった若い方々が上級職をしっかりと目指す、そして仕事に意欲を持って務めていただけるようなこの条例制定後の運用の在り方、活用等について、担当部署でしっかりとお考えをいただきたいという要望でございます。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 私どもも、この定年延長に関連するいろんな諸問題が出てこようと思っております。議員おっしゃいますとおり、若手の成長、育成、それからモチベーションの維持等も含めたところで、いかにそういったものを維持するか、高めていくかといったところにつ

いては、今後、永遠の課題といたしますか、ずっと課題として持ち続ける必要があろうと思っております。

先ほど、第9条の特例任用につきましては、私どもとしても頻発、度重なってそういうふうな延長をするということは想定しておりませんで、やはり致し方ないと、業務上、致し方ないところにつきましては考えていきたいと思っておりますが、そういった、先ほど申しましたところの若手の育成等も含めて、どういった仕組みがいいのかというのは運用の中でまた考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。10時35分より再開します。

午前10時21分休憩

.....
午前10時35分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、議案第68号公益的法人等へのうきは市職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 引き続き、よろしくお願ひいたします。

議案第68号でございます。お手元の議案書15ページを御覧ください。

公益的法人等へのうきは市職員の派遣等に関する条例案につきまして、20ページにかけて記載をしております。

本条例の制定に係る背景でございますが、令和5年度からの定年延長制度創設のタイミングに合わせまして、長く公務に携わり、様々なノウハウを身につけた職員に対し、多様な働き方として、その選択肢の1つとして、そのノウハウを活用する仕組みについて市として応援するため、本市職員を公益的法人等に対して派遣することを想定し、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、公益的法人への職員の派遣に関し必要な事項を定めるため所要の整備をするものでございます。

それでは、議案書16ページを御覧ください。

まず、第1条につきましては、この条例の趣旨を明らかにするもので、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、公益法人等への職員の派遣等に関し必要

な事項を定めるものでございます。

第2条につきましては、市が職員を派遣することができる団体及び派遣することのできない職員、また派遣先団体等取り決めておくべき事項について定めております。

まず、第1項で、職員を派遣することができる団体としまして、派遣先の団体における業務が市の事務事業と密接な関係を有しており、かつ市の施策を推進するために人的援助を行うことが必要な団体と定めており、具体的には規則で定めることとしております。

次に、第2項で、公益的法人等に派遣することができない職員としまして、臨時的に任用される職員、非常勤職員、条件付採用期間の職員、定年延長になっている職員、地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされている職員または停職にされている職員のほか、同法第35条の規定により職務専念義務を免除されている職員としております。

第3項では、派遣先団体と取り決めておくべき事項としまして、上位法の第2条第3項の規定では、派遣先団体における報酬、その他の勤務条件、派遣先団体において従事すべき業務、職員派遣の期間、職務への復帰に関する事項となっておりますが、これに加え本条例では、派遣職員の派遣先団体における福利厚生に関する事項のほか、派遣職員の派遣先団体における業務の従事状況の連絡に関する事項について、派遣先団体と合意しておくべきものとしております。

次に、17ページを御覧ください。

第3条は、派遣職員を継続することができない場合について定めています。職員が派遣先団体の役職員の地位を失った場合、職員派遣が法またはこの条例の規定に適合しなくなった場合のほか、その他、本条例に規定する事由に該当することとなった場合、派遣職員を職務に復帰させることとしております。

次に、第4条につきましては、派遣職員に支給する給与について定めています。派遣職員には、法の規定により、派遣期間中、派遣元からは給与を支給しないこととしておりますが、上位法の第6条第2項に規定する業務、いわゆる市の委託を受けて行う業務、もしくは市と協働して行う業務など、その実施により市の事務もしくは事業の効率的もしくは効果的实施が図られると認められる業務を行う場合には、給与の100分の100以内を支給することができるというものでございます。

次に、第5条は、職員派遣後、職務に復帰した職員に関する給与条例の特例について定めております。

次に、第6条は、派遣職員の復帰時における処遇について定めております。

次に、第7条は、職員派遣後、職務に復帰した職員が退職した場合における職員の退職手当について定めております。

次に、18ページを御覧ください。

第8条は、任命権者が市長に報告すべき事項について定めております。任命権者は、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況、それから派遣終了後、職務に復帰した職員の処遇の状況等を市長に報告しなければならないとしております。

次に、第9条は、法律の第10条第1項に規定する特定法人について定めております。特定法人とは、市が出資している株式会社のうち、その業務の全部または一部が、地域振興や住民の生活の向上、その他公益の増進に寄与するとともに、市の事務または事業と密接な関連を有する株式会社で、具体的には規則で定めることとしております。

次に、第10条は、第9条で規定する特定法人の業務に従事するよう求める任命権者からの要請に応じて、職員が退職し、引き続き特定法人の役職員として在職した後、業務に従事すべき期限が満了した場合、または特定法人の役職員としての地位を失った場合に、任命権者は引き続き採用するものとされておりますが、本条例第2条第2項に規定する職員は、この退職による派遣ができないこととなっております。

19ページを御覧ください。

第11条は、退職派遣者、いわゆる任命権者の要請に応じて退職し、引き続き当該特定法人に在職する者を採用しなければならない場合について定めております。第9条に規定する特定法人に在職した後、業務に従事すべき期間が満了した場合、または特定法人の役職員の地位を失った場合のほか、本号の各号に規定する事由に該当することとなった場合は、任命権者が職員として引き続き採用しなければならないということとなっております。

次に、第12条は、退職派遣者を採用することができない場合について定めています。退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法その他法令の規定に違反し、懲戒免職の処分を行うことが適当と認められる場合などは採用することができないとしております。

次に、第13条は、任命権者と特定法人との間で締結する取決めについて定めております。取り決めておく事項につきましては、法律の第10条第2項の規定により、特定法人における報酬、その他の勤務条件、特定法人において従事すべき業務及び業務に従事すべき期間、退職派遣者の採用に関する事項となっておりますが、このほか本条例におきまして退職派遣者の特定法人における福利厚生に関する事項、そのほか退職派遣者の特定法人における業務の従事の状況の連絡に関する事項について、派遣先団体と合意しておくべきものと定めております。

次に、第14条は、特定法人に派遣された後、採用された職員の給与の特例について定めています。職員が通勤途中を含む公務上の負傷もしくは疾病により休職処分にされた場合は、休職期間中は全額給与を支給することとしておりますが、特定法人において従事した業務も公務としてみなすということとなっております。

続きまして、20ページを御覧ください。

第15条は、退職派遣者の採用時における処遇について定めております。退職派遣者が期間満了等、法の規定に基づき職員として採用された場合、ほかの職員とのバランスを考慮し、職務の級及び号給を調整することとしております。

次に、第16条は、特定法人の業務に係る業務上の傷病または死亡事象について整備を行うものでございます。

次に、第17条は、特定法人に勤務する者に係る退職手当の期間通算に関する規定を定めるものでございます。

次に、第18条は、任命権者が市長に報告すべき事項について定めております。任命権者は、退職派遣者の特定法人での処遇の状況等及び派遣が終了し職員として採用された場合の処遇の状況等を市長に報告しなければならないとしております。

最後に附則でございまして、この条例の施行期日を令和5年4月1日としております。

説明は以上でございまして。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 3点お尋ねいたします。

1点目は、この公益的法人等とありますが、これは社団法人とか財団法人、あるいはNPO法人等々ありますが、具体的にどのような団体なりを指すのかお尋ねいたします。

それから、今回この条例を制定されるに当たり、今までこれに該当するような実績があったのかどうか。そして今後の予定があるのかどうか。

それから3点目は、これとちょっとずれるのかもしれませんが、今の多分、西日本新聞だったと思いますが、週1回、うきは市の職員で下仁田町の副町長をされた方の御連載があつて大変興味深く読ませていただいておりますが、これは、もしこの条例がその当時あれば、この方も該当していたというふうな理解でいいのか。

以上、3点です。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 大きく3点の御質問をいただいたと思っております。

まず、派遣先として想定いたしますのは、一般社団法人、一般財団法人、一般地方独立行政法人、それからそれ以外にも市が出資しました特定の法人等を規定するものでございます。これまでそういう該当する実績があったかということでございますが、こういった形で派遣した実績はございません。また今後につきましても、特定、具体的にこれがあるというものではございませんが、やはり60歳の役職定年制等の仕組みの制度を創設と同時に、いろんな働き方の選択肢の1つとして、60歳を超えない範囲の方についても、いろんな働き方が選択できるよと、仕組み

の1つとして整備するものでございます。

最後に、3点目の件につきましては、この制度ができましても、その場合、吉弘氏の件だと思っておりますが、そちらの件につきましては該当しないものと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 1点目の一般社団法人、一般財団法人、独立行政法人、市の出資した団体ということで、そうした場合、その仕事の内容が幾つか分かれば、具体的に考えているのがあればお尋ねしたいと思いますし、これは、いわゆるNPO等はまだ該当しないという理解なんでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） まず、1点目の御質問でございますが、基本的には派遣する団体としましては、先ほど申し上げた団体で、かつ派遣先の団体における業務が市の事務事業と密接な関連を有しているものというところがございまして、あながち全く市の業務と離れたような業務をすることにはならないと思っておりますが、想定として具体的なものは今ございません。

それから、NPO団体につきましては、ちょっと現時点で確認できませんので、またの御報告にさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 今回のこの条例制定については、特例反対するわけではございませんけど、やっぱりこの制度自体をよく見ますと、ややもすれば天下り制度というような形を条例化したような、そういうふうにも誤解される部分があるんじゃないかなというふうに個人的に感じておるところであります。そういった中において、規則のほうで、今、竹永議員のほうからあった部分等については、きちんと規則で定めるというふうになっておりますから、若干安心しておりますけど。

ただ、逆に言えば、この制度をうまく使えば、例えば60歳になった時点で、その職員に対して、本人が全く望まないような場所に派遣をするというふうになると、どうしても本人に非常にストレスがいくとか、そういうふうにも悪く言えば悪用もできる、そういった制度にもなりかねない。

だから、そういったところにおいて、この職員、要するに派遣される職員にも若干――拒否じゃないですけど、そういったところで行きたくないというような部分、そういったやっぱり協議の場というか、そういった部分がこの条例の中にやっぱり入れているほうがいいんじゃないかと。一方的に派遣されるということだけになると、なかなか勤め人ということで、人事の拒否権

というのは難しいかとは思いますが、やっぱりこういった派遣という、特殊な場所にやらされるということになってくるから、そういった救済部分も残しておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますが、そういった点についてどういうふうにお考えがあるのか、お願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 議員の御心配される、ともすれば天下りということの御心配については、私どもとしてもそれは重く受け止める必要があると思っております。そのために、やはりある程度、規定を設けて、こういったもので、業務でどうしてもやはり必要があるんですよというところの位置づけは、きちんと今後取っていきたいと思っております。

職員に対する職員の異動の拒否というような部分につきましても、これまでもやはり大きな異動、それから出向等も含めたところで、そういった対象となる職員がいる場合には、丁寧に説明をいたしまして行っているところでございますので、そういった部分については、今後もそういった、特にこういう特定の公益的法人等へ異動するというようなことになると、なお一層の丁寧な説明は必要になってくると思えます。そういったところは肝に銘じていきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 今、丁寧な説明をするということで、当然それはやっていくべきだなというふうには思っております。できましたら、条例にはできなくても、せめてこれに、具体的な部分については規則等でまた整理していくんだらうとは思っています。やっぱりそういった中に、そういった協議の場というか、個人の若干選択の余地を残すような部分をぜひとも考えていただきたいというふうに思います。これは要望になります。

○議長（江藤 芳光君） 吉松課長。

○総務課長（吉松 浩君） その言葉を真摯に受け止めまして、私どももそういったところについては十分気をつけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第70号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 続きますので、よろしくお願いたします。

お手元の議案書34ページを御覧ください。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

本条例の制定に係る背景でございますが、先ほどの議案第69号につきましても御説明いたしましたとおり、関係法令の改正に伴いまして、職員の定年を引き上げるための関係条例の整理、その他所要の改正をすべく御提案申し上げるものでございます。

なお、うきは市職員の定年等に関する条例につきましては、先ほど議案第69号において既に御審議を始めていただいておりますが、うきは市職員の定年等に関する条例以外の12の条例につきまして、この議案第70号として一括して整理を行うものでございます。

それでは、議案書の35ページを御覧ください。

まず、第1条は、うきは市職員定数条例に関する改正となります。定年延長に関連しまして、職員定数の内容に係る整理を2点行っております。1点は、退職者において定数外とする規定を設けるものでございます。また2点目は、職員の定数に係る割り振りを見直すものでございます。

次に、新旧対照表の9ページにより説明させていただきます。新旧対照表、9ページを御覧ください。

現行と改正案を併記しております。うきは市職員の定年等に関する条例第2条においては、標準的な条例の例を踏まえ、第2項、第3項を追加し、退職者に係る定数外とする規定を設けるものでございます。

同じく第2条についてですが、現在の事務執行体制に合わせ人員を変更するものでございます。

次に、10ページでございます。

10ページは、うきは市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第1条において、降給、いわゆる給与を減額することに関する文言を追加し、降給の規定を追加しております。

定年延長に伴う給与月額7割措置を条例による降給事由として位置づけることとされております。

また、第2条において、傷病、疾病、疾患等に伴う退職を取得するに当たっては、医師2名の診断が必要とされている箇所につきまして、退職期間を延長するなどの場合においては、医師等の診断によるものが1名の診断によることができるというものでございます。

続きますので、新旧対照表12ページでございます。

うきは市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例に関する改正でございます。

第3条において、減給の懲戒処分において、給料月額7割措置等により、減給発令後の減給期間中に給料月額の減額があった場合であって、懲戒処分により減給額が現に受ける給与の合計額

の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を懲戒処分による減給額とするものでございます。

次に、議案書の37ページにお戻りください。

第4条は、うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に関する改正です。こちらにつきましては、2点の改正を行っております。

1点目が、定年延長制度に伴い、育児休業ができない職員に、特例任用により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を追加するものでございます。

2点目が、定年前再任用短時間勤務職員に係る規定等、所要の改正を行うものでございます。

第6条は、うきは市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に関する改正でございます。こちらにつきましても、定年前再任用短時間勤務職員に係る引用部分の改正でございます。

議案書38ページです。

第7条は、うきは市職員の給与に関する条例に関する改正でございます。こちらにつきましては、3点の改正を行っております。

1点目が、定年前再任用短時間勤務職員に係る規定を整理するものです。

2点目が、職員の定年の引上げに伴う措置に関する規定の追加となります。

3点目が、管理監督職上限年齢による役職定年となる職員について、課長補佐級の職員として配置する場合、課ではない部署への配置、例えば室ですとか事務局などができるよう、等級別職務基準表に職名を追加するものと併せて所要の改正を行うものとなっております。

度々恐縮ですが、新旧対照表の17ページをお願いいたします。

うきは市職員の給与に関する条例第6条において、新たに定年前再任用短時間勤務職員に係る規定を整理する改正を記載しております。

以降、新旧対照表の21ページの本則終了までは、同様の改正と併せ文言整理などを行っております。

新旧対照表21ページの附則以下におきまして、60歳以降の給料を7割とする規定を設けております。

さらには、23ページからの給与表につきましては、定年前再任用短時間勤務職員に係る規定を反映する形での改正となっております。

次に飛びまして、新旧対照表の32ページでございます。

先ほどお話をいたしました課長補佐を設置している4級、5級について、室、それから局に関する課長補佐級の追加を行う整理をしております。

度々恐縮です。議案書の41ページにお戻りください。

第8条では、うきは市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例に関す

る改正です。こちらにつきましては、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるもの等の所要の改正を行うものでございます。

続きまして、第9条につきましては、うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例に関する改正でございます。こちらにつきましては、定年前再任用短時間勤務職員に係る規定の整理及び職員の定年の引上げに伴う措置に係る規定の追加となります。

新旧対照表の35ページでは内容変更の詳細を記載しておりますが、一般職と同様のものとなっております。

度々恐縮です、議案書の42ページにお戻りください。42ページの最下段から43ページにかけて御覧ください。

第10条は、うきは市一般職の任期付職員の採用等に関する条例に関する改正でございます。こちらにつきましても、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める等、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、43ページの第11条では、うきは市職員等旅費に関する条例に関する改正でございます。こちらにつきましては、地方公務員法改正に伴う引用箇所修正など、所要の改正を行うものでございます。

同じく43ページに第12条がございます。うきは市職員の再任用に関する条例の廃止についてでございます。定年延長制度の創設に伴い、現行の再任用制度を廃止することとなります。

議案書43ページ以降45ページまでは附則となります。

第1条におきまして、施行期日を記載しております。

第2条は、附則に係る定義を定めるものでございます。

第3条以降、改正を行う条例の経過措置に係る規定を設けるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） すみません、あっちに行ったりこっちに行ったりしたので、ひょっとしたらページが間違っているのかもしれませんが。

新旧対照表の10ページです。地方公務員の分限に関する部分なんですが、現行の第2条では、医師2人を指定しということになっておるのが1名ということで、若干1名になると主観的な影響が大きいのかなと思いますが、これは国の通知等々から来ているものなのか、それともうきは市独自で改正されるものなのかをお尋ねいたします。

それからあと、トータル的に今回のこの条例改正において、現状働いている方の不利益はないという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） まず1点目、こちらの医師の診断を求める部分につきましては、医師を1名とするという分につきましては、こちらにつきましてはほかの自治体の状況を見ながら、勘案しながら調整したところございまして、特に新たに休暇に入る方ではなく、休暇期間の更新ですね、そういった際に、状況としては同じ状況が続くというところも多いものですから、そういったところを加味して医師を1名というところに減ずるところにしております。（発言する者あり）ただし書きを加えているところでございます。

それから、2番目の質問ですが、こういった制度の中で職員に不利益はないかという御質問の趣旨と受け止めましたが、いろいろ働き方といたしましては、この中に書きましたように、定年前再任用制度ですとか、いろんな働き方の選択ができますので不利益はないものと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 大事なことを1点忘れておりました。議案書の35ページから36ページにかけて、職員の定数の整理を行ったということですが、市当局については4名増で、今まで市の職員を増やしてくださいという要望なり必要性を訴えてきたのでいいのかなと思うんですが、36ページのほう、教育委員会の所管に関する学校の職員が12名から8名に減らされています。その理由と、影響はないのかお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） こちらの定数の変更につきましては、いわゆる最大限の人数ということになってまいります。その点で考えますと、教育委員会の所管で人数が減ってるというところを申し上げますと、理由としましては給食調理員が保育所、保育園のほうに異動されておりますので、その関係で減少したというふうに整理したものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。3回目。

○議員（7番 竹永 茂美君） じゃあ、その教育委員会の所管に関する4名は、全て保育園のほうへ回られたという理解でよろしいですか。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） はい。人数的にはそのようになりますし、先ほど申し上げましたように、これはあくまで一番大枠でございますので、そのようにお捉えいただければと思います。

以上です。

度々恐縮です。先ほど、公益的法人の関係の御質問、竹永議員の御質問の中に、NPOにつき

まして派遣可能かということでお問合せがございました。これにつきましては、派遣が可能ということで確認いたしました。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第76号督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。大石税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） おはようございます。税務課の大石です。よろしく願いいたします。

まず、議案書67ページをお開きください。

議案第76号督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和4年12月2日。うきは市長高木典雄。

次のページをお開きください。

なお、各条文を見るためには、新旧対照表の75ページから条例ごとに資料をつけておりますので、そちらのほうを御覧いただいたほうが分かりやすいかもしれません。

この条例は、市の税等の歳入に係る督促手数料を廃止するに当たり、うきは市税条例から当該規定を削除するとともに、関係する条例についても一括して改正するものです。全部で10個の条例をまとめて一括改正させていただいております。

順を追って御説明します。

まず、第1条で、うきは市税条例から督促手数料についての条項を削除いたします。

第2条では、後期高齢者医療に関する条例から督促手数料に係る規定を削除するものです。

第3条は、これは税以外の市の歳入に係る督促手数料及び延滞金の徴収について規定した条例になりますが、題名及び条項から督促手数料に係る規定や文言を削り、督促手数料の徴収の根拠を削るものになります。

それを受けまして、第4条から第9条までは、今申し上げた条例を改正することにより、督促手数料及び延滞金徴収条例の規定を今まで引用していたのですが、この第3条の条例について改正しておりますので、それを引用している部分の改正をそれぞれ行い整理することにより、それぞれの条例の督促手数料を廃止するものです。

なお、第10条の道路占用料徴収条例に関しましては、もともと督促手数料は徴収しておりません。ただ、延滞金の徴収に関し、先ほどの督促手数料及び延滞金徴収条例の規定を引用してい

たために、引用部分について名称変更の改正を行うものです。

続きまして、督促手数料を廃止する条例を上程するに至った理由について御説明します。地方税法または地方自治法により、市税等の歳入が納期限までに納付されない場合は、納税義務者等に督促を行わなければならないこと、また督促をした場合、条例で定めるところにより督促手数料を徴収することができるということが規定されております。これに基づき、現在は納期限後、20日以内に送付する督促状により100円の督促手数料を納付いただいております。

納税義務者等の方が納期限を、もし過ぎた納付書を金融機関窓口を持参された場合、金融機関の窓口の方から市のほうに督促手数料の有無を電話確認していただいた上で、もし督促手数料がつく時期であれば、それを追加して納めていただいております。しかし、令和5年度から地方税統一QRコードを活用した税公金収納が開始されることに合わせ、金融機関の窓口において収納する全ての納付書については、これまで行っていた督促手数料、延滞金の有無、金額についての確認及び修正は行わないとの申出がなされました。これまでどおり、督促手数料を徴収しようとした場合、市が送付した督促状を使って納付した方は督促手数料を納めますが、当初発行の納付書で納付された方は納めないことになり、両者の間に不公平が生じます。

また、一旦市に納入された後、本来支払うべき督促手数料を金融機関から送付される納付日データから抽出し、後追いで督促料のみを請求することも考えられますが、再通知に係るコストと事務負担を考慮しますと、とても現実的ではありません。他市町においても、福岡県内60市町村ございますが、既に督促手数料を廃止している自治体が17自治体、新たに今回調査したところ、16の自治体が廃止を予定するというふうに回答しております。以上の理由から、当市においても督促手数料を廃止するものです。

最後に、本条例の施行日は、令和5年4月1日とし、同日以降に発した督促状から適用することとしています。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 全員協議会で説明があったとは思いますが、記録に残すための確認ということで、今回、昨年度の実績として何通出されて、その経費が幾らかかったのかお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 大石課長。

○税務課長（大石 恵二君） すみません、昨年実績の督促状の件数までは承知しておりませんが、督促手数料の令和3年度の決算額を申し上げたいと思います。

税だけではないんですが、下水道使用料等の督促手数料も含め、令和3年度決算で約115万

円の納付をいただいております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第59号令和4年度うきは市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

それでは、御準備のほう、よろしく申し上げます。

予算案の質疑につきましては、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項の説明をしていただき、質疑に入りたいと思います。なお、給与等の項につきましては質疑のみを行います。

まず、予算書についての説明を求めます。山崎企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 企画財政課、山崎です。よろしくお願いいたします。

お手元の補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第59号令和4年度うきは市一般会計補正予算（第4号）。

令和4年度うきは市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,690万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億113万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。令和4年12月2日提出。うきは市長高木典雄。

今回の補正予算には、さきの全員協議会で説明いたしましたように、エネルギーや食料品等の価格高騰対策として1億1,625万5,000円、それから電気代高騰に伴う関連予算4,130万5,000円を計上しているものでございます。

続いて、9ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正となっております。1件を追加するものです。2款1項、公用車の購入費でございます、260万円。昨今の半導体不足等による納付遅延が続いておりまして、年度内の納期が困難な見込みであるため260万円を繰り越すものでございます。

続いて、10ページをお願いいたします。

第3表地方債補正です。追加分1件、緊急自然災害防止対策事業で、限度額720万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、変更分で4件を計上いたしております。いずれも限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

最初に、過疎対策事業で140万円減額をして、限度額を1億7,340万円とするものでございます。

次に、公共施設等適正管理推進事業で150万円減額をして、限度額を1,240万円とするものです。

次に、公共土木施設災害復旧事業で1,500万円増額をして、限度額を6,190万円とするものです。

最後に、農林水産業施設災害復旧事業で350万円増額をいたしまして、限度額を810万円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、歳入の22款市債のほうで改めて説明をさせていただきます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） ただいま説明をいただきました予算書から、地方債の補正までの間で質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、一般会計の給与等に関する総括説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。よろしくお願いいたします。

補正予算書の63ページを御覧ください。

まず、特別職についてですが、給与費のうち期末手当について、長等で25万2,000円、議員の皆様が239万4,000円、教育長が10万円4,000円のそれぞれ減額となっております。こちらの要因としましては、昨年度——令和3年度ですね、こちらの人事院勧告による減額につきまして、令和4年度の予算から減額されていることがございます。

具体的には、令和4年度の当初予算を編成している段階では、令和3年度の人事院勧告による期末手当の減額、こちらを反映してない状況で予算立てしておりましたので、期末手当の支給率を令和3年度の支給率段階で3.35月で予算計上しておりました。その後、令和4年3月議会におきまして、期末手当の支給率が0.1月分引き下げられ3.25月に変更されております。また、この引下げ分につきまして、令和4年の6月期に反映させて引き下げることとなりました。

一方、令和4年度の人事院勧告につきましては、初日に御議決いただきましたとおり0.05月分の増額となっております。結果的に、最終的な期末手当の支給率としましては3.3月分となりますが、予算上では3.35月を計上させていただいたものからの、結果的に0.05月の減額となりますので、合わせて、先ほど申し上げました令和3年度分の減額も反映

したものでございます。

また、共済費についても同様の内容で、長等が5万2,000円、教育長が2万3,000円の減額となっております。合計で282万5,000円の減額でございます。

続きまして、64ページを御覧ください。

一般職で会計年度任用職員以外の職員につきまして、職員数で4名の減、給与費のうち給料が2,099万円、職員手当で1,983万2,000円、退職手当組合負担金で293万9,000円、共済費で1,449万8,000円、合計で5,825万9,000円のそれぞれ減額でございます。

職員数4名の減につきましては、令和4年度当初予算において新型コロナウイルス感染症ワクチン接種等、新型コロナウイルス関連対応の業務につきまして、業務量増加を見越しまして職員数に若干の余裕を設けて予算立てしておりました。12月補正の時点で毎年行っている補正となりますが、実際の職員数に合わせた減額でございます。

また、ほかの要因につきましては、特別職の給与費明細書の、先ほどのページの説明内容と重複しますが、人事院勧告及び人事異動によるものでございます。

続きまして、65ページを御覧ください。

会計年度任用職員につきましては、職員数が6名増の反面、給与費のうち報酬について360万8,000円、職員手当について37万4,000円、共済費について59万9,000円、合計で458万1,000円のそれぞれ減額でございます。

まず、増員の主な要因としましては、今回、2款4項5目県議会議員選挙費を計上させていただいておりますが、この選挙事務に関連する会計年度任用職員の職員数の増加が主なものとなります。また、報酬等の減少の主なものにつきましては、2款1項9目地域活性化推進費のうち地域おこし協力隊について、募集したものの採用までに至らなかったなどのための減額がございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

給与等の質疑につきましては、それぞれの担当課による款項ごとの説明後の質疑の際にお願いしたいと思います。

それでは、歳出に入ります。

それでは、1款1項議会費の説明を求めます。高瀬事務局長。

○事務局長（高瀬 将嗣君） それでは、補正予算書32ページをお開きください。

1款1項1目議会費585万4,000円の減額補正でございます。先ほど総務課長のほうから、一般職員の給与等につきましての説明がございましたので、その部分につきましては省略さ

せていただきます。

それ以外のものとして上がるのが、3節職員手当等のうち議員期末手当でございます。239万4,000円の減額補正となっております。これは、先ほどこちらのほうも総務課長のほうから説明がございましたが、議員の期末手当の支給率等も、職員と同様に当初予算におきまして3.35月としておりましたが、令和4年度の人事院勧告で3.3月になったこと。それから、改選によりまして新たな議員の6月支給の期末手当におきまして、在任期間により計算した額にて支給したこと等により239万4,000円の減額となりました。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで、1款1項の質疑を終わります。

次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明をお願いいたします。まず、会計管理者。

○会計管理者（佐藤史津子君） 会計課の佐藤でございます。

2款1項4目会計管理費、補正額16万5,000円の増額をお願いするものでございます。内容は、12節委託料、これはコンビニエンスストアの支払い件数のほうが増加しておりまして、当初の見込み件数を上回りますので増額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○総務課長（吉松 浩君） 2款1項5目庁舎管理費でございます。10節需用費につきまして650万9,000円の増額補正のうち497万5,000円につきまして、総務課の増額分でございます。内訳としましては、本庁舎電気料の増額分としまして400万円、それから西別館の電気料増額分としまして全体の75%を総務課で負担しており、こちらが97万5,000円の増額補正でございます。

○浮羽市民課長（佐藤 重信君） 浮羽市民課の佐藤です。よろしく願いいたします。

同じく33ページをお願いいたします。

2款1項5目庁舎管理費、補正額650万9,000円のうち153万4,000円の増額補正でございます。こちらも、今般の諸事情による電気料高騰によるものでございます。内訳としまして、10節、光熱水費、こちらはうきは市民センターの2階部分の電気料を計上させていただいております。また、補正額の財源内訳のその他22万3,000円につきましては、22ページにあります歳入の14款1項1目総務使用料、補正額22万3,000円全額でございます。こちらは市有土地建物使用料の増額分を計上させていただいております。よろしく願いいたしま

す。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課の手島です。

7目財政調整基金費275万3,000円でございます。鉱泉浴場所在地域の施設等整備基金23万5,000円とふるさと・まごころ基金251万8,000円は、それぞれ入湯税とふるさと納税の令和3年度の決算費が確定したことから、当初予算額と事業確定額の差額分を計上するものでございます。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 2款1項8目企画費、補正額1,061万2,000円でございます。内訳は、その他手数料の部分が、企業版ふるさと納税の、こちら民間サイトを利用しておりますので、そちらの取扱手数料分として、寄附金が、補正が今回、歳入のほうで960万円しておりますので、その22%相当として211万2,000円の補正をお願いするものでございます。

続いて、ラグビータウンプロジェクト推進事業費補助金、補正額850万円でございます。こちらは、6月の補正予算のほうで前年度の企業版ふるさと納税のうちラグビータウンプロジェクトに寄附された分として基金に積み立てておりました1,060万円を補助金として交付しておりました。今回は、今年の10月末までに同様に寄附いただいた850万円を、現在トップキュウシュウリーグのほうで1位となる活躍を見せておりますルリーロ福岡の活動に対して補助を行うものでございます。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 9目地域活性化推進費819万2,000円の減額補正のうち、1節の報酬から8節旅費につきましては、地域おこし協力隊関連で地域プロジェクトマネジャーの雇用を予定しておりましたが、採用に至らなかったことにより減額をするものです。

続いて、18節で、個性あるまちづくり事業費補助金及び人材育成事業費補助金につきましては、今年度の事業費が確定したことによりまして、それぞれ1,053万4,000円と50万円を減額するものでございます。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課の江藤です。よろしくお願いいたします。

同じく9目でございます。18節負担金、補助及び交付金におきますうきは市運送業者等支援金700万円です。こちらにつきましては、エネルギー価格高騰に伴う運送事業者等への影響緩和、社会インフラとして重要な運送事業者等への事業継続及び改善を図るため支援するもので、トラック事業、バス・タクシー事業、運転代行業を実施しております市内の道路運送業者等に対し、1台当たり2万円を支給するものです。350台を想定しておりますので700万円を計上しております。

続きまして、34ページになります。

2款1項14目地域コミュニティ推進費です。12節委託料48万9,000円を計上しております。こちらにつきましては、電力価格高騰に伴い、コミュニティセンター指定管理料に含まれております電気代相当分の増額補正になります。内訳といたしまして、御幸自治協議会の御幸コミュニティセンターの管理料が36万円、吉井自治協議会——こちらるり色ふるさと館になります、こちらのほうの管理料が12万9,000円の増額となっております。

以上です。

○生涯学習課長（山崎 稜君） 16目地方創生推進費になります。12節委託料308万円の減額になります。こちらは、8月1日から4日に予定しておりました壱岐島自然体験事業から代替事業のほうを11月15日に行っております。そういった費用41万3,000円を除いた275万円を減額。また、9月10日及び11日に予定しておりました親子防災キャンプ、こちらのほうが両方とも新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となったため減額するものになります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 33ページ、一番下の9目18節のうきは市運送事業者等支援金についてお尋ねをいたします。

まず、先ほどトラック、バス、タクシー等とおっしゃられましたけども、そのほかにもガソリン高騰で困っている業種はたくさんあると思うんですね。なぜ、ここに絞ったのか。その選定基準と、あと何社ぐらいあるのかというところをまず1点お尋ねをいたします。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 選定基準なんですけれども、まず電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、こちらのほうが国のほうから交付された中で、推奨事業メニューというものがございます。そちらのほうの8番に、中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援、こちらに地域公共交通や地域観光業に対する支援というものが上げられております。それを受けまして、いろいろ検討してきたわけですけれども、10月7日付、こちらに九州運輸局のほうから同交付金を活用した運輸交通観光事業者等に対する支援のお願いという通知が来ております。その中で様々な公共団体、自治体の支援の、こういった支援をやってますよという事例がございました。

そちらを見ていく中、さらに近隣市をちょっと調べさせていただきました。近隣市において調べたところ、多くの近隣の自治体が同じような支援をしているということで、うちのほうでも同じような支援ができないかというところで検討したわけです。そういった中で、やはりトラック

事業者につきましては、こちら物流の維持、生活支援に必ず必要になってきます物流支援、こちらの機能を維持することは生活基盤にとって必ず重要なことではないかということで考えております。また、トラック事業やタクシー事業についても、やはり交通手段というのは生活基盤に重要なものがございますので、こういった維持は必要ではないかと考えております。

また、運転代行業につきましては、新型コロナウイルス、様々な飲食店業の支援等行ってきたわけですが、こちらのほうが今まで該当はなかったというところもございまして、こちらのほうも支援しております。

さらに、ちょっと近隣市、先ほど申し上げさせていただきましたけれども、同様にしているところが小郡市、柳川市、大牟田市、大刀洗町、広川町が、ほぼ同様の支援になっております。さらにちょっと一部違うんですけども、運送業を支援しているところ、八女市、大川市、筑後市、みやま市、大木町でも9月補正で運送業者支援になっているところでございます。そういったことを鑑みて、この運送業の支援を考えたところでございます。

以上です。（「何者ぐらい」と呼ぶ者あり）

すみません。運送業者何社ぐらいということで、ちょっとトラック業界は具体的には個人事業主もいらっしゃいますので、具体的には分からないんですけども、タクシー事業者については3社、観光業者が4社、観光バスのほうが4社でございます。それから運転代行業、こちらは公安委員会の認定になりますので、公安委員会に届けを出してあるところは市内で1社になります。合計台数といたしまして350台を想定しております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 近隣自治体というところでありましようけども、先ほども言いましたように、ガソリンを多く使って、今、本当に困っているところ、例えば宅配業者であるとか、そういったところもあるわけですね。例えば、そんなら一例を挙げますよ、一例を挙げましたら、西日本新聞エリアセンターというところがあります。上吉井にありますけども、これ新聞配達をされている会社で、50ccのバイクでありますけども、新聞休刊日は月1日ですから、年353日、10台以上のバイクが稼働をいたしております。販売所の所長に尋ねますと、やはり経営は厳しいと。先ほど事業継続のためとおっしゃいましたけども、そういった事業継続をできるかどうか、そういった瀬戸際に追い込まれている業者もおるわけですね。

たしか、そしてこの西日本新聞エリアセンターは、高齢者見守りの包括協定、これをうきは市と結んでいるかと思っておりますけども、その業務は見守り業務等も兼ねておるんですよ。そういったところが対象にならないと。そういうのは私はいかがなものかと思っておりますが、どう思われますでしょうか、お答えください。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 確かに今回、エネルギー高騰によりまして多くの事業者の方がいろんな、大変困ってあると感じております。そういった中で、今回、運送業にちょっとスポットを当ててという支援をさせていただいております。

確かにいろんな事業者が、車を使ったりとかバイクを使ったりということで影響はあると思うんですけども、今回、トラック、タクシー、バス等に絞らせていただいたのは、あまりにもちょっと今回影響がある事業者が広がるございます。そういった中でトラック業界、そういったところはある程度絞りやすいといえますか、またトラックは距離が長いです。使うガソリンが多うございますので、影響度合いも大きいと考えております。そういった中でいろんな業者が困っているのは感じておりますけれども、今回、運送業者にスポットを当てさせていただいたということで御容赦願いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤裕宣議員。3回目。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） やはり弱者に寄り添うというかですね、そういった困っているところの観点から、私はこういった支援は考えていただきたいというふうに思います。一応、対象枠の見直しについて、総務産業常任委員会のほうでしっかりと議論をしていただきたいということをお願いして終わります。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 今、佐藤議員と私、全く同じですけど、これがしているのが悪いとは言いませんけど、代行業者、これ普通に考えたらですよ、もうずっと私たち、飲食店に飲みに行くのは月に1回行くか行かないか。で、なかなか、大体、仕事減っていると思います。今言うように、ほかのところのほうが困っているところが多いかなと思ってですね、そこをもう少し、いつも言ってるんですけど、もう少し全体的に見て言ってもらいたいと思うし、これ要望しておきます。今から先もあろうかと思っておりますので。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 自動車運転代行業につきましては、先ほど課長からも答弁ありましたように、新型コロナウイルスの影響で飲食店と密接な関係がありますので、非常に大きな影響を受けております。ただ、そこには今まで支援を行ってきていないという現実もございます。運転代行業者についても、そういった意味で燃料価格高騰の影響を受ける中で、交通の安全と、また利用者の保護を図るという目的のために、今回は支援の対象に含めておるところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 同じところで大変恐縮なんですけど、私もうきは市運輸事業等支援

金についてお尋ねをさせていただきます。

今、佐藤議員の質問の中で、詳細について少し触れていただきました。国の給付金を利用して、その中のスキームの地域公共交通、観光業の支援ということで、今回こういう独自策を組んでいただいている。これについては大いに賛成をいたしますし、10月7日付で九州運輸局から支援のお願いが出ているということで、この内容については私もまだ運輸局の資料等を見ておりませんので詳細は分かりませんが、そういったところで紹介をされている事例紹介。また、近隣市町の動向を見据えて、今回こうしたものをつくられている。私、もともと運輸産業に従事しておりましたので、非常にありがたいことだというふうに認識を持っている中での質問というふうに理解をいただきたいと思います。

その中で、まず1つ目に質問をさせていただきたいのが、全員協議会のときに資料、詳細の内容についての資料を頂いているんですが、その中で対象台数、先ほど佐藤議員の質問の中に、対象になる会社の数等についてはいろいろとお示しをいただいたんですが、この中でバスが、対象予定台数が15台ということで記載がございます。ざっくり私の中で見ても、貸切りバス業者数社あって、ここは対象4社とおっしゃっていましたが、そこの保有台数だけでもそれぐらいあるのかなというふうに思っておりますし、上吉井にあります西鉄バス久留米の吉井支社、こちらの一般乗り合いバスだけでもこの数を優に超えるような台数があるのではないかとこのように思っております。恐らくは、支給対象要件の中に入っている自動車検査証において使用の本拠地の位置が市内にある登録車両というところの条件に合致するかしないかというところでの台数設定だということに認識をしているんですが、この支給対象要件は国交省九州運輸局等からの何か指示があっているのか。それとも市の独自の判断で決められていることなのか、ここについて所見を伺いたいと思います。

と申しますのも、以前に似たような交付金を出していただきました。令和2年度に観光バス、タクシー、レンタカー事業者へのウイルス感染拡大防止対策支援金というのをを出していただいております。このときは観光バス事業者、タクシー事業者、レンタカー事業者に対してそれぞれ飛沫防止の対策だとか、車内の空気を浄化するようなものを設置するものについて一定額の金額を出していただいております。大変あれもありがたい支援策だと思っております。

このときの支給対象が市内に事業所、支店、代理店、営業所も含めて、を有する観光バス、タクシー、レンタカーの事業者というような支給対象要件でありました。ですが今回は、かなり限定的に、車検証の本拠地というところに絞られていらっしゃる、ここの意図をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（江藤 芳光君） 江藤市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） まず、運輸局からの指示、指導があったのかという点です

けれども、運輸局から要件についての指示といいますか、お知らせはございませんでした。市の独自という形になります。

こちらがなぜかということですが、1つ、近隣市の条件と合わせたというのが一番大きな要件でございますけれども、やはり市内の業者及び車に限定することで重複をなくすということも1つございます。さらに県のほうでも、運送業者に対する支援がございますので、そちらでも支援があるものと思っておりますので、そういったところで重複をなくすという意味でも市内の車に限定をさせていただいたところではあります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 少し補足をさせていただきます。

今回の事業の目的のほうは、エネルギー価格高騰に伴う支援ということになっておりますので、まず1台当たりの支援金ということで、台数で捉えさせていただいておりますので、そういった条件を定めたというところでございます。

それから、先ほど課長が申しあげました県における事業なんですけど、福岡県においても9月の補正予算のほうで地域交通事業継続支援金という予算が成立をしております。地域鉄道事業者であったり乗り合いバス事業者、タクシー事業者、これは協会に入っていない事業者ということに限られるようですが、ここに対して支援を行うということになっておりまして、この中に西鉄バス久留米も含まれますので、市の独自支援についてはそういったところも含めて条件整理をさせていただいたところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今、課長と市長公室長から答弁をいただいて、一定の理解をさせていただきました。要は、県の9月の補正予算の中での補助、支援等々、重複しないようにという部分。あとは、台数を今回は目安にしているということだったんですが。

1点、前回の令和2年の分も1台当たり幾らということで、上限額を設定しながらも台数でやられてるというところがございます。ですので、台数というところについては、特に市内に事業所もあってですね、そういったところに真摯にお話をいただいて、このうきは市内に有する事業所に何台あるかを御申告いただいた上で対応すれば、対応が可能なものだというふうに考えます。

2点目の県の補助ですが、先ほどの佐藤議員のお話にもありますが、県がそこまで補助をする公共交通ですので、そこから漏れた方をという趣旨はよく理解ができます。ただ、そもそものこの国の給付金の目的であるとか、今、課長が目的をおっしゃられてたエネルギー価格高騰に伴う運輸事業者等への影響緩和、そして本市でのこの社会インフラとして重要な運輸事業者等の事業継続、改善を図るための支援という目的であるならば、その目的に対しての支援ですので、これ

はあくまで市がそういった国のスキームを使って独自でやるものなので、県の重複云々というところは、確かに重複はなるべく避けたほうがいいのかもかもしれませんが、あくまでも本市で事業をやられている交通運輸事業者の皆さんが、ここに書いてあるように事業継続、改善ができるための支援金という目的のほうをもう少ししっかりお考えになったほうがいいんじゃないかというふうに思っております。

これは何が言いたいかと申しますと、先ほどの1回目の質問でも申し上げましたが、本市に支店なり代理店なり、何でも結構です、事業所をしっかりと構えて、本市で交通事業だとか運輸事業に携わっていらっしゃる事業者、先ほど社名も出ましたが、西鉄バス久留米、また生葉のほうにはヤマト運輸が事業所を持っておられますが、そういった、うきは市民の方々の交通の要になってる、もしくは一軒一軒のお宅に宅配事業としてお届けをされているような、まさにこの町からなくなつてはならないような交通事業者や運輸事業者の下に、この支援金の市の独自の支援が届かない。

そして言葉が悪いようですが、例えば運輸事業者の中にも、本社事業所をここに持っているながらも、例えば福岡市内の青果市場から関西圏などに長距離輸送するようなトラック事業、これは確かに国目線で見ると社会インフラとしては重要かもしれませんが、ここはうきは市の独自の予算枠の中で市の事業者を支援する、そして市のこういった社会インフラを守るといふような目的の下でやられている事業の中で、その事業の中身になってしまいますが、その部分が果たして市民の皆さんに対して今の2つを並べて考えたときに、一定の御理解をいただけるのか。私は、甚だ疑問に感じております。

いわゆるこの施策は、本市の公益性の高い事業だというふうに思っています。そうした中での公益的な面を見た平等性に欠けるこの支給対象要件じゃないかなというふうに思っております。ですので、やっていただくことには大いに賛成なんですけど、今後の総務産業常任委員会に付託されております事案ですので、委員会等でもしっかりとお話をいただいた中で、この支給対象要件について、前回の令和2年度の支給対象要件のようなことにお取り計らいができないか、お考えをいただければというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） ここで答弁ですけれども、ちょうどお昼になりますので、答弁はお昼からいただきたいと思っております。

ここで暫時休憩します。1時15分より再開します。

午後0時00分休憩

午後1時15分再開

○議長（江藤 芳光君） 休憩前に引き続きまして午後の会議に入ります。

先ほどの権藤議員の2回目の質問の回答を求めます。中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 私の認識が不足していたところもありまして、答弁の一部が正しくない部分もございました。大変申し訳ございません。改めまして、前回、令和2年度に行いました事業に関する部分も含めまして回答をさせていただきたいと思っております。

令和2年度も、議員の御指摘のとおり、1台当たりで支援金の額を算定しております。このときは、うきは市交通事業者等感染拡大防止対策支援金ということで感染拡大防止に関する費用を助成しております。対象は、市内に事業所を有する観光バス、タクシー、レンタカー事業者で、このときも市内で登録する車両を条件とさせていただいておるところでございます。このうち観光バスとタクシー事業者につきましては、令和2年度に該当した事業者とその対象車両については、基本的に今回も対象に含まれるというふうを考えております。レンタカー事業者については、利用者が燃料代を負担しますので、エネルギー価格高騰の影響は少ないというふうに判断をさせていただいているところです。

また、御指摘のあった宅配事業者につきましては、緑ナンバーで本市に登録がある車両は対象となっておりまして、本市以外に登録があるものにつきましては、近隣でも多くの自治体で同様の事業が行われておりますので、対象に含めることは適切ではないのではないかというふうに判断をしております。

ほかの議員の皆様の方からも御指摘をいただきましたように、エネルギー価格の高騰が広範囲に影響を及ぼしているということは十分承知をしておるところでございます。しかしながら、支援に当たりましては、対象要件、そして対象車両の明確化が重要になるというふうに思っております。今回、道路運送事業等に必要な許可または認定を有していることと、車検証において本拠の位置がうきは市に登録されている車両、この2つを条件にすることで、速やかで、そして必要な支援が実施できるものというふうに考えておるところです。何とぞ御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。3回目。

○議員（1番 権藤 英樹君） 3回目でございますので、これで最後になります。

今、市長公室長から御説明をいただいた内容で、令和2年度に実施をされた支援金についての支給要件を理解することができました。確かに私の手元には、広報うきはの令和2年9月15日号の写しを持っているわけですが、ここにも市内で登録する車両1台につき5万円とか2万円とかということで、残念ながらその登録というところの根拠とか詳細についてはここには記載をしていないので、今回示されているような自動車車検証云々というところは分かりかねる部分があったのですが、前回の支給がそういう対象だったということは、今の答弁で理解をさせていただ

きました。

今回発言の趣旨は、2回目の質問が全てでございます。要は、今回は今の市長公室長の答弁のとおり、車検証の使用のところでうきは市という記載がある車両を対象にということですが、2回目の質問でも申し上げましたとおり、事業所がここにあるにもかかわらず、本社所在または整備工場、自社が有する整備工場の所在の関係で、本市を中心に公共交通事業であるとか運輸事業であることをなりわいとされているにもかかわらず、この支援事業から外れてしまう事業者がいる。また逆に、本社等の事業所が本市にありながらも、主の事業を支店や営業所であるところをメインにやられて、本市の社会インフラとしての活動というようなところで言うところがあまりやられてないというような事業者もあるというふうな認識を持っております。

そういった中で、今回は、今後、総務産業常任委員会のほうに付託されて審議をいただいて、最終日にその報告等があると思いますので、そちらのほうでまた報告を伺いたいというふうに思っておりますが、今回も含めて、また今後こういった公共交通や運輸事業者に対する御支援——これは非常にありがたいものだと思っておりますが、そういったものを行う際に、できれば本市でしっかりと事業を行われておられる事業者の皆さん、また個人事業者の皆さんに、この支援の手が届くような、そういった支援の在り方について御検討いただけないかという、これは要望にとどめたいと思います。

どの事業者も、会社が大きくても小さくても、非常に今、困難な状況を迎えておりますし、本市の公共交通について言えば、確かに事業者は西鉄バス久留米という比較的大きな会社かもしれませんが、その事業内容については非常に赤字経営を強いられている部分がありますし、特にこの幹線の吉井線については非常に苦しい経営状況だというふうに伺っております。そういった中でも、本市を拠点に置いて公共交通の一端を担われている、一民間企業がそういった公共交通の事業を担われているというような認識をしっかりと持ちをいただいた上で、こういう支援事業をお取り組みいただければというふうに思います。

要望にとどめますので、これで終わります。

○議長（江藤 芳光君） それでは、ただいま複数の発言があっております、うきは市運送業者等支援金につきましては、あと総務産業常任委員会、委員長のほうで対応いただくということにいたしまして、2款1項については、そのほかにも発言がありましたら、13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） ただいまの件につきましては、もう、1番の権藤議員並びに6番の佐藤議員のほうから、いろいろこの問題につきましては出ましたので、私も同様な思いであります。そういった意味で、この分については質問を省かせていただきたいと思いますけど。

それ以外に、あと2点。同じく33ページ、18節、負担金、補助及び交付金のところで、個性あるまちづくり事業費補助金、今回1,053万4,000円の減額というふうになっておりま

す。今年度において、この事業申請が何件ほどなされて何件ほど採択されたのか、そこら辺をお尋ねしたいわけでありまして。

なぜこういうことを言うかといいますと、たしか3年前ぐらいから、この個性あるまちづくり事業費補助金については、企業版という形で企業、事業所、そういったところが申請を出して、そして限度額として500万円か何かの限度額というふうな、そういった要綱でこの事業について取り組んであるかと思えます。こういった個性あるまちづくり事業を進める中においては、やっぱり使い勝手のいい事業でなければならないのではないかなというふうに感じておるところです。予算として1,000万円から減額するということは、それだけ使い勝手が悪いから申請が少ないのではないかなというふうな思いを受けております。

そういった意味で、今年度どのぐらいの申請があつて、どのぐらい実際、事業をやっておるか、それをお尋ねしたいと思いますし、もしそれがなされてないということであれば、もう一度この個性あるまちづくり事業の申請要綱、内容、これをもう見直すべきではないかなと。以前のように、個人とか団体であれば、もっと金額を下げても、みんなが使い勝手がよかつたのではないかなと。以前は、もうこの金額かなり残ることは少なかったと思えますけど、最近これよく残っているような気がしますので、その辺についてお尋ねしたいと思います。

それと2点目です。34ページのほうで、2款1項14目、コミュニティセンター指定管理料で、先ほどの説明の中で、御幸自治協と吉井自治協——コミュニティセンター、こちらの分の光熱水費の分で指定管理料が上がったということですが、ほかの自治協はどうなるのかということ。どの自治協においても、光熱水費は上がっているんじゃないかなと思えますけど、なぜこの2自治協のみ今回増額するのか。そこら辺のところの説明がなかったかと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 手島うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） お尋ねの、1点目の個性あるまちづくり事業についてのお答えをしたいと思います。

今年度につきましては、3件の申請がございます。総額で約250万円程度の執行がなされまして、補正前の予算額が1,300万円程度を考えておりましたので、今回1,000万円程度の減額をするものでございます。

それで内容としましては、この基金が合併前からございまして、産業の振興であるとか観光の振興、子育て支援策ということで、これまでも申請を受け付けてきたところがございます。ただ、今、新型コロナウイルス感染症の状況で、なかなかこういう催しといいますか、いろんなまちづくり活動に支障を来している状況がございまして、もしかしたらそういった面でちょっと申請が予定より近年は少ないのかなというふうな、うきはブランド推進課としては考えておるところで

ございます。また、これが引き続き申請が、コロナの影響も踏まえてではございますけれども、申請がなされないということであれば、また考えていく必要があるかと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 私のほうからは、コミュニティセンター指定管理料の増額分が御幸と吉井自治協だけということでございますが、こちら2つにつきましては、株式会社ウエスト電力のほうにお願いしていた電力から算定された金額になっております。そちらが撤退したことによりまして、6月補正でもこの2つだけを増額しております。今回も、その2つだけの増額ということになります。他の自治協でも確かに電気代上がっていますので、苦慮されてあるとは思いますが、今回は2者の増額でしております。ということでございます。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） まず、1点目の個性あるまちづくり事業については、コロナ禍において非常にその事業自体が推進できてないというようなことであるかと思えます。そうであればいいんですけど、今、回答がありましたように、やっぱり使い勝手のいい事業、正直言って、私これ、今新しい体系になってからのこの申請というのは、なかなか少ないんじゃないかなというふうにも感じております。やっぱりそういった部分をですね、早め早めに対応していただきたい。やっぱりそういった要綱で、使い勝手のいい要綱に切り替えられるものであれば、そういうふうにもぜひとも検討をお願いしたいというふうに思います。

それと2点目です。そのコミュニティセンターの電気料、確かに株式会社ウエスト電力の分で上がったというのはわかりますけど、逆に言うところの2つの自治協に関しては、上がった分を補填するというのでいいわけですけど、それ以外の自治協についての補填というのは、これはやっぱり上がっていますので、それなりに考えてあげるべきではないかなというふうに思っております。だからほかの自治協についても、同じように電気料がかかっていますから。たまたまここは、理由が、電気会社のほうが市の契約ということであったかとは思いますが、ほかの自治協等に対しても、やっぱりそういった補填というのは検討していただきたいなというふうに思います。これにつきましても、最終的には総務産業常任委員会のほうで協議されるとは思いますが、そういったことを含めてぜひ協議のほうをお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） コミュニティセンターの他の自治協の算定なんですけれども、基本的に前年度の分を次年度の予算の平均として行うということになっておりますので、今年度は多少厳しい面はあるかもしれないですけども、来年度には算定のほうでしていきたいと思っておりますので、そういう御理解でお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 2点お尋ねいたします。

1点目は、33ページ、8目の企画費で、18節負担金、補助及び交付金で、ラグビータウンプロジェクトのほうに850万円出されておりますが、これは使途が制限されているのか、あるいはいろんな備品を購入した場合の所有者はルリーロ福岡になるのかという点が1点です。

2点目は、その下の地域活性化推進費で、1節の報酬で地域おこし協力隊員が採用されなかったということで、先ほどの会計年度のこの1名なのかなと思いますが、先ほど地域プロジェクトマネジャーを募集したけれども応募がなかったのか、応募があったけれども採用されなかったのか、そのほか何か理由があればお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 1点目の質問でございますが、当該補助金につきましては、ルリーロ福岡に対する補助金でございます。チームの運営費等に充ててもらおうような形で使用してもらっているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 2点目の地域活性化推進費についての御質問でございます。

1節報酬から3節、4節、8節まで報酬関係がございますが、1名分の地域プロジェクトマネジャーを採用する予定でございました。募集をしたんですけれども、応募者のほうがございまして、今回減額とさせていただくものでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 1点目は、補助金ということで、運営費ということですが、もしそこで備品等を買われた場合は、ルリーロ福岡の所有ということになるという理解でいいのか。

2点目は、たくさん地域おこし協力隊がおられますが、そういうOBなり現職の人の地域おこし協力隊等への働きかけをしても、地域プロジェクトマネジャーの募集がなかったという理解でいいのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 備品の購入も可能だと考えておりますし、購入された備品はルリーロ福岡の備品として適正に管理をしてもらうように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 地域プロジェクトマネジャーにつきましては、総務省の要綱によりまして、協力隊のOBについても採用することができるというふうに書かれております。うきは市としましても、水面下ですが、そういったOBの方にもお声掛けをしたところ

ではございましたけれども、残念ながら応じていただけなかったという部分もございまして、最終的には採用がなされなかったということでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に、2款2項徴税費の説明を求めます。大石税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 税務課です。

2款2項2目賦課徴収費46万円の増額をお願いするものです。報酬から共済費、旅費まで、これは会計年度任用職員の1名分の経費になります。例年、1月から3月にかけて、確定申告のために会計年度任用職員を採用しておりますが、今年も去年に引き続き、当初予定しておりましたるり色ふるさと館のホールが新型コロナウイルスの予防接種のため使えませんので、確定申告会場を3階大会議室に設定しております。ただ、手狭なものですから、受付と待合は1階のロビーのほうで行います。その間の1階と3階の受付、案内、連絡を密にするため、お一人会計年度任用職員の増員のお願いするものです。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで2款2項の質疑を終わります。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。

36ページになります。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、18節1、295万1,000円の減額補正でございます。内訳といたしまして、地方公共団体情報システム機構負担金1,300万円の減額です。これは、個人番号カード交付事業におきまして、個人番号関連事務を地方公共団体システム機構へ委任をしております、その個人番号関連事務等の委任事務に係る負担金を毎年支払いまして、併せて支払った同金額を国から10分の10の補助金として交付を受けておりました。令和4年度から、自治体を介さずに地方公共団体システム機構が直接国へ交付申請して交付金を受け取ることとなりましたので、1,300万円を減額するものでございます。併せて、歳入の財源でございます国庫支出金を減額しております。

次の電子情報処理組織戸籍事務委託負担金4万9,000円の増額につきましては、4自治体で戸籍システムの共同処理を行っております。戸籍サーバのネットワークの変更作業が必要にな

りましたので、当市の負担分4分の1に当たりますが、4万9,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで2款3項の質疑を終わります。

次に、2款4項の選挙費の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。よろしく申し上げます。

2款4項4目市議会議員選挙費でございます。1節報酬で45万6,000円の減額、11節役務費で77万5,000円の減額、また18節負担金、補助及び交付金が766万1,000円の減額でございます。事業費確定によりまして減額するものでございます。

また、次に、2款4項5目、県議会議員選挙につきましては、当初、選挙区が合区となるものかどうか不確定な要素がございましたので、当初予算に計上しておらず、今回、計上させていただいております。

主なものとしましては、1節報酬が61万1,000円でございます。事務等に従事する会計年度任用職員の報酬10人分を計上いたしております。10節需用費は71万9,000円を計上いたしております。入場券等の印刷製本費として22万円、また投票用紙自動交付機や計算機、計数機等の点検修繕費として27万9,000円などを計上しております。11節役務費につきましては150万7,000円、投票所入場券等の郵送料などを計上しております。12節委託料につきましては187万8,000円、選挙ポスター、掲示板、掲示場の設置委託料等の委託料を計上しております。

主なものとしては以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで2款4項の質疑を終わります。

次に、2款6項監査委員費の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで2款6項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明願います。福祉事務所長から申し上げます。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 福祉事務所、浦でございます。よろしくお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費895万5,000円の減額でございます。このうち22節償還金、利子及び割引料13万2,000円の増額につきましては、過年度地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金返還金でございます。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課、末次でございます。

3目老人福祉費、11節の役務費、その他手数料54万4,000円につきましては、旧浮羽老人ホームの売却に向けて、敷地内の納骨堂を廃止するため、納骨堂に納められておりますお位牌272柱の御供養をするための経費でございます。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 4目社会福祉施設費230万7,000円の増額でございます。

10節需用費の燃料費24万円、光熱費32万5,000円の増額は、ふれあい荘分の燃料費、電気料が高騰しているため増額をお願いするものです。

12節委託料、総合福祉センター指定管理料174万2,000円の増額は、電気料高騰分を計上しております。こちらは、先ほど市民協働推進課のほうでもありました株式会社ウエスト電力の撤退によるものでございます。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。

6目重度障がい者医療対策費、22節過年度重度障害者医療対策費補助金返還金56万2,000円の増額でございます。令和3年度の県費補助金精算による返還金でございます。

以上です。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 7目障害者対策費4,568万8,000円の増額でございます。

19節扶助費3,796万8,000円の増額は、障害福祉サービスの利用が増えておりますことから増額をお願いするものです。また、22節は、過年度返還金を計上しております。令和3年度実績により精算する国庫・県費の返還金でございます。

○保健課長（末次ヒトミ君） 40ページをお願いいたします。

8目介護保険対策費2,884万1,000円の減額補正でございます。18節負担金、補助及び交付金2,960万4,000円の減額でございますけれども、一番上の地域介護・福祉空間整備等補助金につきましては、9月議会で増額補正を行いました介護施設の改修整備費でございますが、国から10月に内示がございまして、グループホームゆり苑分のみ採択されたため、不採択の施設分を減額するものでございます。

2番目の高齢者施設等新型コロナウイルス感染症対策支援金につきましても、9月補正で議決をいただいた1,112万円の増額補正予算でございましたが、その後、福岡県が補正予算で高齢者施設等に支援金を支給することとなりました。県の支給対象外施設のみを支援し、県の支給対象施設分を減額するものでございます。

3番目の地域密着型施設等整備費補助金につきましては、施設からの辞退に伴い減額するものでございます。

22節償還金、利子及び割引料76万3,000円につきましては、実績に基づく過年度の介護保険広域連合への返還金でございます。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 12目臨時給付金事業費3,694万9,000円の増額でございます。エネルギー、食料品等、価格高騰による負担増を踏まえ、住民税均等割のみ課税世帯に対し、負担軽減のため1世帯当たり5万円を市独自で給付するものでございます。見込世帯数は730世帯でございます。対象世帯に確認書を送付し、返送された分から順次支給してまいります。事務費として、10節需用費16万9,000円、11節役務費28万円、18節、給付金として5万円掛ける730世帯で3,650万円を計上しております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明をお願いします。福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 3款2項1目児童福祉総務費1,474万5,000円の増額でございます。主なものは、22節償還金、利子及び割引料で、記載のとおり前年度実績により精算する国庫・県費の返還金を計上しております。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。

3款2項3目子ども医療対策費257万9,000円の増額でございます。22節、過年度養育医療費国庫負担金返還金15万9,000円及び県費負担金7万6,000円の増額、過年度子ども医療対策費補助金返還金234万4,000円の増額でございます。全て、令和3年度の国県の補助金精算による返還金でございます。

続きまして、4目ひとり親家庭等医療対策費66万5,000円の増額です。22節、過年度ひとり親家庭等医療対策費補助金返還金66万5,000円の増額でございます。

以上です。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 5目民間保育所費1,030万6,000円の増額でございます。18節負担金、補助及び交付金252万4,000円の増額につきましては、一時預り事業及び延長保育事業の基準額の見直し及びコロナ対策分の県の補助について増額しております。22節

償還金、利子及び割引料778万2,000円の増額でございます。内訳は、記載のとおり前年度実績報告により精算する国庫・県費の返還金を計上しております。

6目一般保育所費363万円の減額でございます。所管の分につきましては、需用費の光熱水費で施設改修等による電気代増加分を計上しております。

9目放課後児童対策費303万5,000円の増額でございます。22節償還金、利子及び割引料303万5,000円の増額です。前年度実績により精算する返還金でございます。

10目地域子育て支援費60万円の増額でございます。主なものとして、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る費用に対する国県補助があり、地域子育て支援拠点直営の施設分で備品費30万円、民間の拠点に30万円を増額し、感染症対策を引き続き強化いたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ちょっとちっちゃなことですけど。42ページの5目18節の一番下、6万円の分ですね。教育支援体制整備事業費補助金というのがあるんです。ちょっとこれ確認というか、分からないから教えていただきたいんですけど、これたしか文部科学省の所管だったと思うんですけども、よく分からないけど、これ対象となるのはどこになるのか確認だけさせていただけようと思います。

○議長（江藤 芳光君） 浦所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） こちらは、教育支援体制整備事業費補助金につきましては、幼保連携認定こども園のほうに支出する分でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 私のほうも、ちょっと確認させていただきたいんですけど、42ページの同じとこの3款2項5目ですかね、ここの国県の145万9,000円の内訳と、次のページの3款2項10目の60万円の国県の内訳をちょっと教えていただきたいと。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 私のほうからちょっとお答えさせてもらいたいと思います。

42ページの145万9,000円、こちらの内訳は、子ども・子育ての交付金が33万6,000円、先ほどの教育支援体制の分が6万円、これが国庫補助金です。あとは県費になりますけども、一時預り分が8万5,000円、延長保育の分が25万1,000円と、あと物価高騰の分で72万7,000円で、合計の145万9,000円となります。

それから、43ページでございます。

こちらは60万円の内訳ですけども、子ども・子育ての分が20万円、コロナの交付金、こち

らも20万円、県費の地域子育ての補助金が20万円。こちらはきれいに3分の1となっております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わらせていただきます。

次に、3款3項生活保護等対策費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 3款3項1目生活保護等総務費930万1,000円の増額でございます。主なものは、12節委託料540万9,000円の増額です。国がマイナンバーカードを保険証として利用する事業を進めております。それに関連しまして、生活保護の医療扶助においても、令和5年度中にマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認を導入するため、システム改修を行うものでございます。

次に、22節償還金、利子及び割引料625万円の増額でございます。これは、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の前年度実績報告で精算する国への返還金でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款3項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明願います。保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課でございます。

45ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費1,340万6,000円の増額補正をお願いいたします。7節報償費143万円、12節委託料1,151万5,000円につきましては、9月議会議決以降、ワクチンの接種間隔が3か月に短縮され、年内に接種を希望する方のオミクロン株対応ワクチン接種の体制を確保するために、新たに13クール増やした分と、乳幼児接種及び今後の薬事承認待ちの小児のオミクロン株対応ワクチンの接種体制を確保する10クール分と合わせて、23クール分の経費となっております。ワクチンの接種体制の確保等に要する一切の経費は、これまで同様、全額国の負担でございます。

22節償還金、利子及び割引料につきましては、それぞれ実績に基づく過年度の国・県への返還金でございます。

3目健康増進対策費610万9,000円につきましても、実績に基づく過年度の国・県への返還金でございます。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。

5目火葬場費90万円の増額です。全て一般財源です。10節需用費、燃料費15万円の増額です。火葬場燃料の灯油価格の上昇のため増額をするものでございます。次に、光熱水費75万円の増額です。電気料金の上昇に伴い増額させていただきます。

以上です。

○保健課長（末次ヒトミ君） 6目食育対策費37万5,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、食と農と健康まつりの中止に伴い減額するものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点だけ、45ページの4款1項2目の予防費、コロナウイルスワクチン接種に関することですが、ワクチンというのは賞味期限というか消費期限ってあるんですか。接種者分の薬は用意すると思うんですけど、接種率が下がると、それはもう使い捨てというか、そういった事態があっているのか、そういったのを伺いたと思います。

○議長（江藤 芳光君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） ワクチンにつきましては、有効期限がございます。国のほうからは、有効期限になるまで適正に保存して、その後は各市町村のほうで処分することとなっております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 現状の処分というのは増えてきている状況なのか、そういったところはどうか把握されているか教えていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 今の処分状況につきましては、申し訳ありません、手元でございますので、改めて御報告させていただくことでよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。農林振興課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課、高山でございます。よろしくお願いいたします。

補正予算書47ページをお開きください。

6款1項3目農業振興費5,749万2,000円の減額となります。内訳としまして、10節需用費200万円の増額となります。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症物価高騰対策に伴う独自支援策として、市内保育所、保育園に市内農産物を提供することにより、給食の質を確保していただくための支援でございます。

続きまして、18節5,949万2,000円の減額でございます。こちらにつきましては、9月補正で補正させていただきました肥料等高騰緊急対策事業費補助金のうち、肥料高騰対策支援分の8,949万2,000円の減額と、新たに市の独自支援として、肥料価格高騰対策事業費補助金3,000万円を予算計上させていただいております。内容につきましては、資料のほうですね、準備させていただいておりますので、こちらでちょっと御説明させていただきます。

資料の左、青塗りの部分が9月に補正させていただきました8,949万2,000円になりますが、9月の補正予算後、国の70%支援が確定しております。それに伴い、県の支援が50%から15%へ変更され、国・県ともに県協議会を通じて、直接、農業者に支援されることになったため減額するものでございます。

次に、右の青塗りの部分が、今回新たに予算計上させていただいております肥料価格高騰対策事業費3,000万円でございます。こちらについては、9月補正で市の独自支援として、秋肥の5%で予算計上させていただいておりますけれども、今回、春肥も含めて10%で見直しを行ったものです。なお、10%につきましては、同じJA管内で調整をさせていただいたものでございます。今回、国70%、県15%、市の独自支援として10%の合計95%で支援していくところで計画しております。

もう一枚、資料をつけさせていただいておりますけれども、こちらは県の作成した事業概要のチラシとなります。こちらのほうを1部ちょっとつけさせていただいております。

以上でございます。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課の手島です。

6目山村地域振興費でございます。18節、山村地域振興補助金は、今年度の事業費が確定したことから400万円を減額するものでございます。

○議長（江藤 芳光君） 高山課長、9月議会の肥料の関係の附帯意見が出ちゃったって、肥料費、その説明をここでしてください。

○農林振興課長（高山 靖生君） すみません。今、議長のほうからありましたので、ちょっと報告をさせていただきます。

この予算に直接関係していませんけれども、9月議会で意見いただいております農薬の高

騰についてでございますけれども、こちらにつきまして県に確認したり、物価指数、こういったところで確認をさせていただいております。令和2年度比で、9月末時点で、肥料については150%に対して、農薬の高騰につきましては103%でございます。ウクライナの情勢や円高の影響で、多くの資材の価格等上昇してきておりますけれども、原材料の多くを海外依存している肥料の価格高騰が特に大きくなっている状況でございます。今後、農薬等についても、状況等、大きく悪化した場合、そういったときの支援に対して、国・県に要望等は行ってきているところでございます。

以上、報告でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑を終わります。

次に、6款2項林業費の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで6款2項の質疑を終わります。

次に、7款1項商工費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明をお願いします。
都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） 都市計画準備課、石井です。

49ページ、7款1項2目商工業振興費の18節負担金、補助及び交付金では、産業振興奨励金の101万6,000円を計上しております。うきは市産業立地促進条例及び産業振興奨励金交付要綱に従いまして、事業所の設備等償却資産に対する固定資産税を初年次から3年次まで3年間、奨励金として交付しております。毎年9月ぐらいに事業所から奨励金対象の償却資産資料が提出されますので、資料精査の上、奨励金を交付しますが、今回1つの事業所で令和3年に取得した償却資産が多くありましたので、予算不足となり101万6,000円をお願いするものです。

説明は以上です。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課の手島です。

同じく2目商工業振興費のうちの18節で、持続化・経営革新事業支援補助金400万円は、物価高騰などへの対策として、中小企業などが社会情勢の影響を受ける中、販路拡大や新たな事業を展開するため、国・県の補助金を活用する事業者に対して、市でも上乘せ補助を行うものでございます。補助額として、1事業者当たり、最大50万円を見込んでおります。

次に、3目観光費でございます。17節備品購入費250万円は、防災の拠点となります道の

駅うきはに対しまして、一般社団法人九州地域づくり協会から防災備品購入のための寄附の申出があったことから、道の駅に配備する発電機やLEDライトなどを購入するものでございます。

続きまして、18節、道の駅うきは物価高騰対策支援金は、道の駅の電気料金の高騰分を支援するものでございます。道の駅への電気料の支援につきましては、9月の補正予算でも計上いたしたところでございますけれども、前回は株式会社ウエスト電力から九州電力に契約相手を切り替えたことにより発生した差額分を計上しておりましたけれども、今回につきましては九州電力の契約内の中で発生した高騰分を計上するものでございます。

○建設課長（石井 太君） 建設課でございます。

4目公園費110万6,000円の減額でございます。1節報酬104万9,000円につきましては、吉井百年公園プール及び調音の滝流水プールのコロナウイルス感染拡大に伴います本年度の閉鎖に伴いまして、プール監視員の費用を減額するものでございます。8節旅費につきましては、それに伴います通勤手当等になります。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

2目の商工業振興費で負担金等が組まれておりますが、これの該当する企業名をお願いします。2点目は、4目の公園費で百年公園と調音の滝の話がありましたが、実は先日、何回も出ていますように、厚生文教常任委員会で先進地を視察した折に、どうしても公園が足りないからということで、幼稚園や保育園の庭園を、午後といいますか、開放して使っていました。そういう意味で、この公園費の中で、今後そのような幼稚園、保育園の庭園にある遊具を使うような、あるいは遊具の充実を図るような計画というのは考えてあるのかお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 石井都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） 奨励金の企業ということですが、日本精工九州株式会社、株式会社ROKI福岡、森永食研株式会社の3社でございます。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（石井 太君） 4目公園費に関する御提案だと思いますけれども、公園に関するいろんな御要望等は様々なところからいただいております。そういった使い方というの1つの方法であるのかなというふうには思いますけれども、保育園等の利用については、園内の安全性とか、そういったものもあろうかと思しますので、所管のほうと確認が取れましたならば、改めてその分については検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑を終わります。

次に、8款1項土木管理費の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで8款1項の質疑を終わります。

次に、8款2項道路橋りょう費の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石井 太君） 51ページをお願いいたします。

8款2項6目国営事業促進費80万円の増額でございます。12節委託料の中で、来年3月に八女香春線に架かります今川橋が開通予定でございます。この今川橋の開通に伴います記念の式典委託料ということで50万円、また今川橋完成記念碑、今、筑後軌道ということで非常に注目される区間でもございます。歴史所見のある方に、そういった記念の冊子を作っていただいております。地元でありますとか自治協議会、市内小・中学校、図書館等にそういったものを寄贈しながら、うきはの歴史というものもこれから皆様に御紹介していただければということで30万円を予定しております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 今、イベント企画で、今川橋完成記念ということですけど、今川橋については、あれは県営事業というふうに、こっちの感じているところであります。県のほうは、こういった完成に対して何もなくて、市のほうで全部やるということですかね。そこら辺の位置づけ、今後そういった県道とか国道とか、いろんなところでの完成については市が負担してやるということになるもののでしょうか。そこら辺のちょっと確認だけお願いしたいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○建設課長（石井 太君） 私の説明がちょっと漏れておりました。イベント企画運営事業委託料50万円につきましては、今回のこの式典そのものは県道になりますので、福岡県が主体で実施をする予定でございます。今回は、その式典の中の会場設営等の一部を地元自治体のほうでも御負担いただけんかというふうな協議をさせていただきましたので、事業主体は福岡県になりますけれども、うきは市も共同で開催させていただくということで整理をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑ないようでございますので、質疑なしと認めます。これで8款2項の質疑を終わります。

次に、8款4項住宅費の説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課、瀧内でございます。お願いします。

8款4項2目公営住宅専用水道費、補正額59万3,000円の増です。公営住宅の専用水道の電気料金の増額となります。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで8款4項の質疑を終わります。

次に、8款5項下水道事業費の説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 予算書53ページでございます。

8款5項1目公共下水道費、補正額628万3,000円の増です。下水道事業会計の一般会計からの負担金で、物価高騰対策として浄化センターの電気料金の一部を補填するものです。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで8款5項の質疑を終わります。

次に、10款1項教育総務費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 学校教育課、井上でございます。よろしく願いいたします。

54ページをお願いいたします。

10款1項教育総務費、2目事務局費、22節償還金、利子及び割引料11万5,000円の増額につきましては、幼児教育無償化において概算で受け取っていた令和3年度分の国・県の交付金を実績により返還するものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款1項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費の説明を求めます。井上学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 55ページをお願いいたします。

10款2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費1,257万9,000円の増額につきましては、電気料高騰によりまして不足となるものの増額をお願いするものでございます。

2目教育振興費、12節委託料、タブレット端末バッテリー交換業務委託料153万8,000円の減額及び17節備品購入費、タブレット端末購入費630万2,000円の増額でございます。現在、市内各小・中学校のタブレットは、アップル社のiPadを使用しております。今回、平成29年に購入いたしました262台のタブレットにつきましてバッテリー交換を行う予定としておりましたが、アップル社が一部のタブレットのバッテリーを製造中止としたために、その対象となった85台のタブレットにつきまして購入に切り替えるものでございます。そのため、85台分を委託料から減額いたしまして備品購入費で85台分を購入するものでございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金1,531万6,000円のうち、修学旅行キャンセル料等補助金241万円の減額につきましては、修学旅行が実施できました6校分について減額するものでございます。なお、そのうちキャンセル料補助金該当は1件で、全額を補助いたしております。

小学校給食支援金1,772万6,000円の増額につきましては、物価高騰による市内小学生の保護者負担軽減のため、給食費3か月分の支援を行うもので、企画財政課が作成いたしました物価高騰対策による独自支援策の2番目に記載しておるものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点だけでございます。55ページ、10款2項2目の12節、17節で、タブレット関係でございますが、これというのは、うきは市は一括で購入をする計画なのか、バッテリーやらも何百個と用意せなんでしょうか、3年置きに3分の1ずつやらという計画なのか、端末も同じですけど、5年しか期限がなかったら5年で一括切り替えるのか、そういう計画というのを教えていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 来年度以降の計画ということでお答えさせていただきます。

まず、昨年も同じように、平成28年に購入いたしましたタブレットについて、バッテリーの交換をさせていただいております。今回が262台分となりまして、平成30年に購入分が

105台ございます。それから、令和2年度に購入いたしましたGIGAスクールのタブレットが1,956台ございまして、この令和2年度の購入分の切替時に全体の切替えを計画いたしております。よろしいですか。

それで、そのときに買い換える台数とかも検討していく必要がございますけども、今は全体の令和2年度分に合わせるようにバッテリーの交換をしておりますけども、令和2年度の更新のときには、またそのときの国の動向にもよるとは思いますが、注視していきながら、購入になるのか、全体をどういうふうにするのかというのを考えていきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 理解したようで理解していないんですけど。要は、今言われた令和2年に1,965台と、一遍に買っている分を、今後また1,965台というような買い方をするのか、いや、小分けして段階的に計画しているのはあるのかというのを確認したかったところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） GIGAスクール構想というのは、うきは市に限らず、全国的に同時期に更新の時期が来ると思っております。ですので、国の動向を注視していきながら、それから検討させていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款2項の質疑を終わります。

次に、10款3項中学校費の説明を求めます。井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 56ページをお願いいたします。

10款3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費682万4,000円の増額につきましては、小学校と同様、電気料高騰により不足分を増額するものでございます。

2目教育振興費、18節負担金、補助及び交付金、修学旅行キャンセル料等補助金490万円の減額でございます。本来、令和3年度に実施予定でございました、現在、中学3年生の修学旅行について、9月に実施したため減額するものでございます。なお、キャンセル料等の該当はございませんでした。

次に、中学校給食支援金1,094万4,000円の増額につきましては、小学校と同様、物価高騰による市内中学生の保護者負担軽減のために給食費3か月分の支援を行うものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款3項の質疑を終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎 穰君） 生涯学習課、山崎でございます。

57ページをお願いいたします。

10款4項1目社会教育総務費の10節需用費では、203万6,000円の増額になります。全て、りり色ふるさと館の電気料増加によるものです。なお、電気料負担金として、介護保険広域連合から17万8,000円、吉井コミュニティセンターから12万8,000円を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金では、通学合宿推進事業費補助金として100万円を減額しております。各自治協議会等で行われる通学合宿ですけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により全ての地区で中止になったため減額するものになります。

2目文化財保護費、10節需用費83万5,000円の増額になります。資料館などの文化財施設の電気料の増加によるものです。

3目芸術文化振興費、10節需用費では495万6,000円を増額しております。内訳として、白壁ホール分が259万4,000円、かわせみホール分が236万2,000円の電気料増額によるものです。

12節委託料43万5,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により市民文化祭が中止となりましたので、パンフレット等の印刷物作成委託料が不用になったため減額するものになります。

14節工事請負費300万円の減額につきましては、白壁ホールの屋根防水工事について、仕様の変更及び入札に伴う不用額を減額するものになります。

6目図書館費、10節需用費では328万円を増額しております。図書館及び市民センター3階分の電気料増額によるものです。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 10款4項の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款4項の質疑を終わります。

次に、10款5項保健体育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎 穰君） 58ページをお願いいたします。

10款5項1目保健体育総務費、7節報償費106万1,000円及び10節需用費27万

1,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民運動会、学童水泳記録会が中止となりましたので、記念品等を減額するものになります。

12節委託料41万1,000円の減額になります。こちらは園児等水泳指導教室委託料のうちバス送迎分が入札により減額になります。

2目体育施設費、10節需用費では181万5,000円を増額しております。浮羽体育センター分の電気料増額が44万2,000円、スポーツアイランドの電気料増額分が137万3,000円になります。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 10款5項の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款5項の質疑を終わります。

次に、11款1項農林水産施設災害復旧費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課、高山でございます。

59ページをお開きください。

11款1項2目農業用施設災害復旧費550万円の増額でございます。14節工事請負費になりますが、こちらにつきましては9月の台風11号、14号による農道、水路の10か所の復旧工事費となっております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで11款1項の質疑を終わります。

次に、11款2項公共土木施設災害復旧費の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石井 太君） 建設課でございます。

60ページをお願いいたします。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費1,500万円の増額でございます。14節工事請負費、こちらにつきましては、8月24日、25日の集中豪雨及び9月の11号、14号台風に伴います道路6か所、河川1か所の災害復旧工事になります。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで11款2項の質疑を終わります。

次に、12款公債費、13款予備費及び歳入につきましては、一括して企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 61ページでございます。

12款1項1目公債費の関係でございます。元金69万円の増額、利子675万6,000円の減額補正でございます。額の確定に伴うものでございます。

続いて、62ページでございます。

予備費でございます。13款1項1目予備費36万5,000円の減額補正となっております。歳入歳出補正額の調整によるものでございます。

次に、歳入になります。前のほうの15ページにお戻りください。

歳入のほう、かなり項目がございますので、ある程度、要点のみ説明をさせていただきます。

1款1項1目、個人市民税、所得割額7,473万3,000円の増額補正となります。同じく2目、法人市民税、法人税割額555万3,000円の減額補正でございます。

16ページをお願いします。

1款2項1目固定資産税2,399万2,000円の増額補正でございます。内訳は、右のほうに記載のとおりでございます。

17ページでございます。

1款3項1目環境性能割、従来の軽の自動車取得税相当分となります。211万4,000円の減額。

2目種別割、こちらは従来の軽自動車税分となりますが、316万4,000円の増額補正でございます。

18ページ、1款4項1目市たばこ税2,791万7,000の増額補正でございます。

以上、市税全体として1億2,213万9,000円の増額補正となるものでございます。

19ページをお願いします。

9款1項1目環境性能割交付金、こちらは従来の普通車の自動車取得税分でございます。補正額2,210万2,000円の減額補正となっております。

20ページでございます。

10款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金134万2,000円の増額補正となっております。

続いて、21ページでございます。

13款2項5目災害復旧費負担金55万円の増額は、11款1項2目の農業用施設災害復旧費

の、こちらは地元負担金分となります。

22ページをお願いいたします。

14款1項1目総務使用料22万3,000円の増額補正は、先ほど説明がありました、うきは市民センターに入っております商工会、農政局の電気代高騰相当分の使用料となっております。

23ページ、15款1項1目民生費国庫負担金1,898万4,000円の増額補正は、これ3款1項7目の自立支援事業費負担金の2分の1の国庫負担金分となります。

続いて、24ページでございます。

15款2項1目総務費国庫補助金8,316万円の増額でございます。内訳は、個人番号カード交付事業費補助金は2款3項1目の分の減額1,300万円でございます。次の地方創生推進交付金は、2款1項16目の事業費減に伴う154万円の減額補正でございます。3行目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、今回の市の独自支援策に充当しております分が9,770万円の増額補正となります。

2目民生費国庫補助金、全体では1,481万3,000円の減額でございます。1節の社会福祉費補助金は、事業費減に伴う分で2,055万7,000円の減額補正となっております。

2節児童福祉費補助金は74万4,000円の増額補正となっているところでございます。

次、3節の生活保護等対策費補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金として、これは3款3項1目の分ですが、500万円の増額でございます。

続いて、3目衛生費国庫補助金1,294万5,000円の増額補正は、こちらは4款1項2目のワクチン接種関係の国庫補助金、10分の10の分となります。

続いて、25ページをお願いします。

16款1項1目民生費県負担金949万2,000円の増額補正は、3款1項7目障害者自立支援給付費負担金、これに対する4分の1の県負担金分となります。

26ページ、16款2項2目民生費県補助金396万5,000円の減額補正は、1節が537万6,000円の減額ですが、こちらは先ほど説明がありました地域密着型施設等整備費補助金の分の減額でございます。3款1項8目の分でございます。

2節児童福祉費補助金141万1,000円の増額でございます。コロナ対策の消耗品、備品購入等に対する3分の1の県補助及び物価高騰分として2分の1の県補助金が計上されているものでございます。

5目農林水産業費県補助金8,135万6,000円の減額でございます。6款1項3目の県の分を減額するものでございます。

続いて、27ページでございます。

16款3項1目総務費県委託金544万2,000円の増額は2款4項5目の来年4月執行予

定の県議会議員選挙の県の委託金となります。

28ページでございます。

18款1項2目指定寄附金1,216万1,000円の増額でございます。総務費寄附金については、うきは茶振興会からの寄附金が9万1,000円。それから、まち・ひと・しごと創生寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税の分でございます。こちらが960万円。

そして3節の商工費寄附金は、先ほど説明がありました7款1項3目の防災道の駅の関係の備品購入関係の寄附金でございます。こちらが247万円となっております。

29ページでございます。

19款1項1目財政調整基金繰入金、全体で1億2,403万4,000円を減額するものでございます。そのうち財政調整基金は1億900万円を減額するもので、このことにより補正後の財政調整基金からの繰入額、取崩額は2億1,100万円となります。山村振興基金については、6款1項6目の関係でございますが、400万円の減額。ふるさと創生基金は2款1項9目の事業減に伴い1,103万4,000円の減額となっております。

続いて、30ページでございます。

21款5項1目雑入でございます。主なものとしましては、後期高齢者医療療養給付費負担金返還金分が2,462万2,000円となっております。

2目の過年度収入900万8,000円については、記載のとおりとなっているところでございます。

続いて、31ページでございます。

市債でございます。4目の農林水産業債720万円の増額補正は、6款1項7目に対する緊急自然災害防止対策事業債の分となります。

8目教育債については、10款4項3目の文化会館改修事業費の減額による過疎対策事業債なり公共施設等適正管理推進事業債のそれぞれの減額となっております。

9目災害復旧債1,850万円の増額補正は、公共土木施設災害復旧事業債は11款2項1目が1,500万円、農業用施設災害復旧事業債が11款1項2目で350万円、それぞれ増額をさせてもらうものでございます。

長くなりましたが、歳入について説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ちょっと2点だけお尋ねをします。

1つは、24ページの生活保護費のところで500万円というふうになっているんですが、たしか歳出は540万円か何かあったと思うんですが、この間、マイナンバーカードに関する費用

って10分の10というのが慣例だったと思うんだけど、その辺のところはどういうふうな基準に基づいてなっているのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それからもう一点、31ページのところの市債のところ、過疎対策債がありますけれども、先ほど過疎の計画について変更がありましたけどね。これは白壁ホールの改修工事に係る関係なのかなとちょっと思ったりもするんだけど。そのときの比率がちょっと違うというふうに、先ほど午前中のところで説明が少しあったと。この場合に、どういうふうに計算されているのか、ちょっと念のため教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 今、2点の御質問をいただきました。

まず、24ページの社会保障・税番号制度システム整備費等補助金、こちらは基本的に10分の10でございますが、限度額が500万円になっているので500万円ということになっております。上限が決まっているということでございます。

それから、過疎債の部分につきましては、浮羽町域の分はもうあれですけど、特に吉井町域の部分が出てきた場合は、こういった文化施設についてはもう人口案分でさせていただいております。もう、おおむね2分の1ということでもらせてもらっております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点だけでございます。コロナの独自支援策の資料を頂いたんですけど、1億1,000万円ほど。この予算案のほうちゅうか、ほとんどが新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金だろうと思うんですけど、そのほかに何と何が使われているのか。これ、この予算書じゃ分かりにくいから、あと県費がどのぐらい使われているのか、一般財源がどれぐらい使われているのかというのをお示しできる資料がありましたら頂きたいんですが。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 11月24日にお配りした全員協議会の資料には、確かにそこまで明示はしておりませんでした。ちょっと確認を、手元に集計の数字をつかんでおりませんので、また報告したいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） お尋ねします。

まず、15ページ、歳入で7,473万3,000円とありますが、これが増えた理由の説明をお願いします。

2点目、今度は逆に19ページでは、これ普通車対象ということで2,210万円等の減になっていますが、その理由をお願いします。

3点目が、24ページの、1目1節、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金というのは、これは一般質問で、現場から要望のあった小・中学校の職員トイレの改修にも使える臨時交付金と考えていいのか、お尋ねします。

それから、30ページの後期高齢者の返戻金が2,462万2,000円と、ちょっと高額に思うのですが、その原因をお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 大石税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 私から、1点目と2点目についてお答えいたします。

1点目、15ページ、個人市民税の増額の理由です。もともと当初予算では堅く見積もっていたこともございますが、結果的に所得割が伸びておりました。内容を分析しましたところ、増えていた所得が、営業所得がトップの、税額の多い業種に並んでおりましたので、分析した結果ですけれども、コロナ対策の給付金がかかなり影響しているのではないかと考えております。

つまり給付金を頂いた場合は、これはもう営業上の雑収入になります。しかしその間は、協力ということで時間を短縮しておりますので、経費自体はそんなにかかりません。そういった形で、私も確定申告の期間中に、住民税の税率というのは翌年に出ますから、何人か高くなるんではないかという相談を受けたものですから、やはり給付金の影響と、もともと私が低く見積もっていたところが影響していると思われまます。

続きまして、19ページの環境性能割交付金について御説明します。この環境性能割交付金というのは、昔で言う自動車の取得税になります。自動車を購入した場合に取られる税金。この交付金は、普通車の取得分について交付されるものでございます。通常どおり算定をしておったんですけども、ニュースでも御存じかと思いますが、新車の購入が半導体とかの入手がしがたいということで、かなり遅れております。実際、軽自動車と普通乗用車の去年とおととの新車登録台数を比較しましたが、やはり月当たり10%から20%は登録の数が減っております。それに依じて交付金は出ますので、それがこの減額につながったと考えております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 3点目の御質問で、職員トイレの改修にこの交付金を使えるのかということでございますが、今回のコロナの交付金は、エネルギーとか食料品価格高騰、物価高騰関係に特化した交付金となっております。こうした従前行われていた職員トイレの改修等にはちょっと使えないような状況になっております。これは従来型の一般の臨時交付金であれば対象になりますけど、現時点ではもうちょっと枠がございませんので、現時点ではちょっと対象には難しいということになります。

それから、ちょっとすみません、先ほどの組坂議員の御質問の中で、独自支援策の財源の構成

というか、内訳の件ですが、すみません、単純な勘違いをしておりました。1億1,625万5,000円、このうちコロナの交付金が9,770万円。残りは市の一般財源となっております。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課の石井でございます。

21款5目1節の雑入の後期高齢者医療療養給付費負担金返還金でございます。令和3年度の実績に伴います返還金2,462万2,000円でございます。これの主な原因といたしましては、やはり毎年、年々被保険者のほうが増加傾向にございます。3年度の末ですが、5,322人という数字になってございます。それに伴いまして、医療費のほうが増加傾向にあるということでございます。

福岡県の後期高齢者医療の連合のほうの決算等の資料によりますと、うきは市の総医療費から個人負担分1割と3割ということで、受診者のほうに負担をしていただきますけれども、その分を総医療費から差し引きまして、そして第三者行為、交通事故であったりそういった部分のけがの部分で損害賠償を受けた分を差し引きまして、この事業の対象となる総額が56億7,372万7,865円ということになります。この分を公費負担ということで、後期高齢の一般会計のほうからこの分の12分の1を負担しております。その負担額が4億9,743万3,000円ということになりまして、最終的に実績額が4億7,281万655円ということになりましたので、差引きの2,462万2,000円が連合のほうから返還することになりましたということでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 締めくくりましょうか。

それじゃあ、また細かいことで分からないときには個人的にお尋ねください。

では、末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課でございます。

組坂議員からの御質問の件です。後ほど報告しますと言っていました、45ページの4款1項2目予防費のコロナワクチンの廃棄状況についてでございますけれども、これまで従来株のモデルナワクチンを274バイアル破棄しております。その他の種類のワクチンは破棄しておりません。最大が9月で、182バイアルで、最終が11月1日に28バイアルを破棄しております。廃棄バイアルが増えてきている現状はございません。また、現在は、従来株のモデルナワクチンの在庫はございません。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） よろしゅうございますかね。

それでは、これで公債費、予備費及び歳入の質疑を終わります。これで、議案第59号の質疑

を終わらせていただきます。

日程第2. 議案の委員会付託

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第2、議案の委員会付託を議題といたします。

議案の委員会付託につきましては、お手元に配付をしておりました議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがいまして、議案は、お手元に配付してあります議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決しました。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会します。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後3時00分散会
